

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年 9月 4日午前10時00分				議長	岩澤 信	
	散会	令和6年 9月 4日午後 時 分				議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議 席 番号	氏 名	出 欠 等の別		
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○		
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○		
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○		
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○		
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○		
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○		
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○		
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○		
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○		
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	澤 部 慶			

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	中 村 修
教 育 長	石 塚 康 英
副 市 長	伊 藤 哲
副 市 長	黒 澤 伸 行
総 務 部 長	吉 田 文 彦
政 策 推 進 部 長	齋 藤 嘉 彦
財 政 部 長	田 中 英 樹
福 祉 部 長	鈴 木 文 江
健 康 増 進 部 長	彦 坂 哲
ま ち づ くり 振 興 部 長	野 口 昇
建 設 部 長	渡 来 真 一
都 市 整 備 部 長	浅 野 和 生
教 育 部 長	井 橋 貞 夫
消 防 長	岡 田 直 紀
総 務 部 次 長	立 野 啓 司
福 祉 部 次 長	佐 藤 睦 子
健 康 増 進 部 次 長	助 川 直 美
ま ち づ くり 振 興 部 次 長	海 老 原 輝 夫
都 市 整 備 部 次 長	稲 葉 克 彦
会 計 管 理 者	石 塚 幸 夫
総 務 課 長	松 崎 剛
市 民 協 働 課 長	海 老 原 充
政 策 推 進 課 長	高 中 誠
財 政 課 長	谷 池 公 治
障 害 福 祉 課 長	鈴 木 哲 也
子 育 て 支 援 課 長	三 浦 雄 司
環 境 対 策 課 長	木 村 太 一
中 心 市 街 地 整 備 課 長	中 村 有 幸
子 ども 青 少 年 課 長	長 塚 逸 人
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	大 隅 正 勝

図 書 館 課 長

樋 口 康 代

保 健 セ ン タ ー 副 参 事

柳 和 恵

区 画 整 理 課 副 参 事

中 野 潤 一

速報版 ● 本校正

令和6年第3回取手市議会定例会議事日程（第2号）

令和6年9月4日（水）午前10時開議

日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員の選任について

日程第2 市政に関する一般質問

- ①岡口すみえ 議員
- ②久保田真澄 議員
- ③山野井 隆 議員
- ④小堤 修 議員
- ⑤海東 一弘 議員
- ⑥細谷 典男 議員
- ⑦杉山 尊宣 議員

会議に付した事件

日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員の選任について

日程第2 市政に関する一般質問

- ①岡口すみえ 議員
- ②久保田真澄 議員
- ③山野井 隆 議員
- ④小堤 修 議員
- ⑤海東 一弘 議員
- ⑥細谷 典男 議員
- ⑦杉山 尊宣 議員

議事の経過

午前 10 時 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、一般会計予算・決算審査特別委員の選任についてを議題といたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会については、9月2日付で佐野太一君から辞任願が提出され、議長はこの辞任を許可しました。欠員となった委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名することとされています。本職は、岡口すみえさんを一般会計予算・決算審査特別委員に選任します。変更後の委員の構成は、サイドブックに登載した取手市議会組織図のとおりです。

○議長（岩澤 信君） 日程第 2、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてたずねる場であり、したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおり、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、岡口すみえさん。

〔3 番 岡口すみえ君登壇〕

○3 番（岡口すみえ君） 創和会、教育ならお任せの岡口すみえでございます。昨日、金澤議員が生成 AI についての一般質問をされました。私もうちに帰って、早速 Chat GPT で調べてみました。議会一般質問、学校の働き方、と入力しました。なるほど、次回から——12 月からはこの Chat GPT を使おうかなというふうに思った次第でありま

す。さて、今回の質問なんですけれども、盛りだくさん、10項目あります。ですので、非常に慌たしくなります。執行部の皆様方、協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。資料もござひますので、向こうの席に移動させていただきます。質問は、あちらでさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 岡口さん、今マイクをちょっと確認します。子どもへの投資は、取手市の未来への投資につながると考えています。そこで、今回の一般質問も教育を中心とした視点から質問させていただきます。まず、教職員の働き方についてです。先生方が心身ともに健康で子どもたちと関わることは、よりよい教育につながります。平成31年に文部科学大臣からの教職員の働き方改革のメッセージが發せられて、はや5年。今年8月29日には、文部科学省は教師を取り巻く環境整備推進本部を設置、教職はブラックだという悪いイメージがあり、教員採用試験の倍率は低下傾向も見られます。成り手が少ないということは、教育の質の低下を引き起こしかねません。取手市としての教職員の働き方について、まずは現状について教えてください。

〔3番 岡口すみえ君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 岡口議員の質問に答弁させていただきます。教職員の働き方改革の目的は、教職員が意欲とやりがいを持って、子どもたちへの指導や教材研究など本来の業務に専念できるよう、その労働環境を改善し、子どもたちの学びの質を向上させることにあります。教育に携わる者の目的は唯一です、それは全ては子どもたちのためです。未来を担う子どもたちへのよりよい教育環境を実現するためには、教職員が心身ともに健康な状態で子どもたちに接することができるよう、そのようにしていく必要があると考えています。そのためには、内容に応じましては、保護者や地域ボランティアの皆様にもお手伝いをいただくなど、今後とも御理解・御協力をお願ひしたいと考えているところです。具体的な現状につきましては、この後、教育部長から説明させます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） おはようございます。岡口議員の御質問に、教育長の補足答弁をさせていただきます。教職員の時間外勤務時間の現状についてですが、文部科学省では月当たりの時間外勤務時間を45時間以内にすることを目標にしております。令和5年度の取手市の教職員の月当たりの時間外勤務時間が45時間を超える教職員の割合は22.1%で、3年前の46.1%に比べて24%減少しております。この数値は他の市町村と比べて非常によい傾向であると、県からも評価を受けております。時間外勤務時間については、全ての教員が月当たり45時間以内となることを目標にしておりますので、学校と教育委員会で情報を共有しながら、時間外勤務の要因を把握・分析して、具体的な取組を行っているところです。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。45時間以内の割合が……。

○議長（岩澤 信君） 岡口さん、指名してからの発言でお願いいたします。
岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。45時間以内の割合が3年前に比べて24%増加しているということは、大変よい傾向にあると思います。では、具体的にどのような取組を行っているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 答弁させていただきます。取手市では、校長・教頭・教務主任の教職員代表の方々と教育委員会とで、学校の働き方改革推進委員会というものを設置しておりまして、その中で検討され実施した具体的な取組を3点説明させていただきます。

1点目ですが、ICT機器を活用した業務の効率化です。本市では、早くからICTの校務支援システムを導入し、教職員の事務作業の効率化を図ってまいりました。毎日の出席確認や健康状態の記録、成績や通知表など数多くの機能をICTで効率化し、業務の改善を図ってまいりました。昨年度は、中学校において、テストの自動採点システムを導入し、丸つけや学習評価などを効率化し、大幅な業務の時間短縮につなげることができました。

2点目ですが、取手市独自の取組として、昨年度教職員の長時間勤務の問題を改めて考え、働き方を見つめ直す、理由と方法について学ぶこと、これを目的として、学校の働き方改革の分野の第一人者である妹尾昌俊氏【OK】に講師をお願いし、研修会を開催いたしました。参加者のアンケートからは大変よい評価の意見が多数あり、働き方を見直すよい機会になったようです。

3点目です。チーム対応の徹底です。「チーム学校」を合い言葉に、複雑化・多様化する学校の課題に対応するため、教職員が専門スタッフと連携して課題の解決に当たる体制を構築しております。本市では教育総合支援センターを核として、学校に配置しているスクールカウンセラーや子どもと親の相談員、またセンターに配置しているスクールロイヤー、スクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校連携支援員、教育相談員等、様々な専門能力を持つスタッフが学校と連携して課題に対応しております。このようなチームでの対応により、教職員の業務に関して、業務量的にも精神的にも負担を減らすことにつながっているという報告を受けているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。チーム対応など3つの工夫点、本当にありがたいです。続きまして、課題としては、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 大きな課題としましては、部活動と学校行事があります。部活動につきましては、現在まずは土日の地域移行を進めているところです。学校行事につきましては、前年度踏襲ではなく、子どもたちにとって本当に必要かどうか検討し、精選しているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。先生方が、ただ時間が減ったというふうなのが働き方改革というのではなくて、いじめがゼロ、不登校ゼロ、あしたも学校に行きたいと思え、全ての子どもが育つ学校となってほしいと思います。また、教職を志す者が増え、先生方が誇りを持って仕事ができる体制づくりをよろしくお願いいたします。

次の質問に行かせていただきます。職場の環境がよいと、子どもたちへの関わり方もよくなると考えます。働きやすい職場環境を構築するために、どのような取組を行っていただけるでしょうか。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。働きやすい職場環境を構築するために、教職員一人一人の業務の負担軽減、メンタルヘルスのサポート、ワークライフバランスの推進、ハラスメントの防止など、様々な取組を行っておりますが、何よりも大切なことは、教職員一人一人が、安心して業務に当たり、児童生徒に明るく元気に接することだと思っております。また、管理職が中心となり、親和的でまとまりのある教職員集団を形成していくことが重要です。このような教職員集団を形成するには、管理職がリーダーシップとスキルを発揮し、教職員全体への働きかけと教職員一人一人への個々の働きかけ、これらをバランスよく行っていく必要があります。教育委員会としましては、今後も管理職研修や訪問等で親和的でまとまりのある教職員集団を形成するためのスキルの伝達や助言指導を積極的に行ってまいりたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。管理職、事務職員など一緒に研修を受けた、こういった積み重ねが大切だと考えます。では、どのような課題があると捉えていらっしゃるでしょうか。お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 課題としましては、相談しやすい人間関係や職場関係を築くことだと捉えております。職員室などでは、教職員同士が気軽に相談できる雰囲気をつくっていくことがとても大切です。例えば先日、市内の全小中学校の校長・教頭と事務職員を対象に、相談しやすい職場環境づくりというテーマで、茨城大学の教授の先生を講師として招いて研修会を実施し、相談しやすい職場環境をつくるにはというテーマで研修会を実施いたしました。この、校長・教頭・事務職員を一堂に集め、一緒に研修を受けるということは、県内においてもこれまで例がなく、初めての試みでありました。参加者たちからも、研修に関する肯定的な意見を頂き、働きやすい職場環境の構築に向けて、大変よい研修になったと思います。また、指導課では、学校訪問の際に、全教職員に対して、セクハラ・パワハラ等の各種ハラスメントの防止についても指導しているところです。このような取組で働きやすい職場環境づくりを推進しているところです。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。相談しやすい職場環境づくり、そして働きやすい職場環境の構築に向けての研修、引き続き、よりよい職場環境が整うよう、よ

ろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

続きまして、不登校児童生徒が学校以外に通う施設として適応指導教室というものがありますが、そちらについて質問させていただきます。このひまわりルームに通級している児童生徒は、どのようなことをして過ごしているか答弁をお願いします。

○議長（岩澤 信君） 教育総合支援センター長、笠井博貴君。

○教育総合支援センター長（笠井博貴君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。適応指導教室ひまわりルームでの一日の過ごし方についてですが、児童生徒の通室の時刻は、個々の児童生徒の状況によって異なりますが、水曜日以外の曜日においては朝の会を行い、午前中は、はばたきの時間、午後は、はばたきの時間と触れ合いの時間、清掃、帰りの会という日程となっております。はばたきの時間とは、自分で計画を立て、教科の学習や絵画、工作などの創作活動に取り組む時間、触れ合いの時間とは、運動や体験活動を通して、社会性や協調性、忍耐力を育む時間となっております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。では、適応指導教室に通っている児童生徒、学校に通っている児童生徒と比べると、体験活動が不足するという課題があると思います。ひまわりルームでは、通室する児童生徒のために、どのような体験活動を行っているでしょうか。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 教育総合支援センター長、笠井博貴君。

○教育総合支援センター長（笠井博貴君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。ひまわりルーム担当の教育相談員も、不登校児童生徒にとって社会性の向上、自己肯定感の向上、また、ストレスの軽減、学びの多様性といった視点からも、体験活動がとても大切であると考えております。ひまわりルームでの体験活動についてですが、先ほど答弁いたしましたように、ひまわりルームでは、一日の日程の中に触れ合いの時間を設けています。触れ合いの時間の主な活動は、プログラミング学習・音楽・美術、また、野菜の栽培や収穫などの文化的な活動、卓球やバドミントンなどの体育的な活動、そのほかセンター周辺の清掃などの奉仕的な活動、さらに、通室制同士の交流を深めるための活動として、月1回の公園散策、また、年1回の歩く会を行っております。今後も通室している児童生徒の実態などを踏まえ、工夫した体験活動を取り入れることで、児童生徒の生きる力を育む、また成長の過程につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ひまわりルームの子どもたち、様々な経験・体験、しているなというふうに思っております。以前からなんですけれども、医療や福祉の分野でアニマルセラピーが積極的に取り入れられています。他市町村の事例とはなりますが、教育関係においても体験活動の一つとして、動物と触れ合うことでストレスや孤独感を癒やし、心を和ませるような取組を行っているということを聞いています。今回は時間もないので、科学的データや研究結果に基づいての有効性を示すことは省略いたします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） こちらの写真なんですけれども、取手市PR大使、さくらまや

さんが小貝川ほとりにあるポニー牧場で撮った写真です。私も行って、間近でポニーに接し、乗馬体験をさせていただきました。取手の魅力の一つであるこのポニーをはじめとし、ひまわりルームでは児童生徒のために動物と触れ合うような体験活動を取り入れるようなことは考えていますでしょうか。お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育総合支援センター長、笠井博貴君。

○教育総合支援センター長（笠井博貴君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。動物との触れ合いが子どもたちの心に変化をもたらすということは認識しております。また、動物との触れ合い——ことによる動物介在療法が、不登校児童生徒の支援において、心理的効果や行動の変化、また、生理的効果があるということが報告なされ、一つの有効なアプローチであることも認識しております。しかしながら、ひまわりルームに通室している児童生徒は、発達段階も異なる、学校での体験活動以上に、一人一人の状況に応じた対応が必要である、体験内容の設定・触れ合う動物の選択など、安全管理の面においては細心の注意が必要であるという課題が——その部分について考慮する必要があると考えております。いずれにいたしましても、動物との触れ合いは子どもたちの成長につながる貴重な体験であると認識しております。具体的な取組などについては、他市町村の先行事例を参考にし、御提案を踏まえ今後、調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。動物とは限らずとも、いろいろな体験活動をひまわりルームの子どもたちにさせていただけるよう、よろしく願いしたいと思っております。ありがとうございました。

続いての質問に行かせていただきます。西口交通広場も開通しました。市では図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備するという方針を打ち出し、現在、検討作業を進めると思いますが、図書館以外にはどのような施設を整備する予定でしょうか。学習室とか児童館のような、親子で過ごせるスペースとか、文化的な活動ができたり博物館のようなスペースがあるとよいという市民の声が寄せられています。どうお考えでしょうか。また、障がいのある方に対する配慮につきまして、どのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、お答えさせていただきます。複合公共施設につきましては図書館機能を中心としたものとなりますが、市民交流や市民活動を支援するための幅広い年代の方々が利用しやすいような施設とする予定でございます。学習スペースを多く確保した滞在型の図書館としていくことや、親子で憩い、ゆっくりと過ごしていただくことができるスペースを確保することなどを考えております。また、音楽スタジオや様々な講演会、サークル活動など、様々な文化的な活動ができるスペースも確保していきたいと考えているところでございます。いずれにいたしましても複合公共施設につきましては、幅広い世代の皆さんにとって使い勝手のよい魅力的な施設としていきたいと考え

ております。また、障がいのある方に対する配慮という点につきましては、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法におきまして、建築物移動円滑化基準への適合義務が定められておりますので、当然これらの基準に適合する建築物としていきます。障がいのある方々や高齢者の方々を含む全ての人が安心して、安全にかつ快適に利用することができる施設を整備してまいります。

〔区画整理課副参事 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。全ての市民の皆様に満足していただける施設となるよう計画をお願いします。

続きまして、取手駅西口には既存の大型商業施設があります。こういった既存商業施設とA街区再開発との関係についての考え方を伺います。加えて、既存の公共施設との関係についても考えをお願いします。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。まずA街区の再開発ビルと既存の大型商業施設との関係についての考え方という御質問でございますが。取手駅周辺の活性化やにぎわい創出を実現するためには、A街区の再開発ビルだけではなく既存の商業施設も含めたエリア全体の魅力向上が必要不可欠であると考えております。駅周辺地区全体が活性化し来街者数が増加すれば、既存の商業施設にも様々な効果が波及することが想定されるところでございます。例えば、駅周辺地区全体が活性化することにより、既存の商業施設におきましても来客者数の増加による売上げ増加、新規テナントの進出につながる効果も考えられると思います。こうした観点からは、A街区の再開発事業と既存の商業施設とは競合する関係ではなく、共存共栄を図り、互いに共同して駅周辺地区の商業活性化を推進していくような、良好な関係となることが想定されるところでございます。

次に、既存の公共施設との関係についての考え方という御質問ですが、取手駅周辺地区にはウェルネスプラザやアトレ取手店内の「V I V A（ビバ）」などの公共施設が存在しております。こうしたウェルネスプラザの有する健康づくり支援機能・子育て支援機能・市民交流支援機能や「V I V A（ビバ）」が有する文化芸術機能などに、A街区に整備予定の複合公共施設の有する、生涯学習を支援する機能や市民が交流活動できる機能が加わることにより、駅周辺地区における様々な公共的機能がより一層充足されることになると考えております。こうした観点からは、A街区に整備予定の複合公共施設と既存の公共施設とは、例えば共催のイベントを開催することが可能となるなど、様々な相乗効果により、駅周辺地区のより一層の利便性の向上や来街者の増加につながる効果が期待できる関係となることが想定されるところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。既存の商業施設や公共施設が連携し、全てにおいてにぎわいを創出できるよう、お願いしたいと思います。

続いての質問に移ります。市立の子育て支援施設についての質問です。各地で虐待が疑

われる不適切な保育が起きているのを受け、こども家庭庁は今年7月にも、保育所などの職員による虐待の通報を義務化するという児童福祉法改正案を国会に提出をいたしました。虐待の防止や早期発見につなげ、働く親が安心して子どもを預けられる環境整備は大切です。私立の子育て支援施設では不適切な保育が行われていないかなどの管理や確認をどのようにしているか、保護者からの要望などがあつた場合どのように対応しているのか、お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、岡口議員の御質問に答弁させていただきます。まず、私のほうからは公立保育所の状況について答弁させていただきたいと思っております。先ほど岡口議員から御紹介があつたとおり、不適切保育と呼ばれているもの、メディア等で最近は本当に報道されているところ、我々も十分承知しております。公立保育所におきましては、複数の職員で担任を持ったり、各クラスに防犯カメラを設置するなどの対策を図っております。また、主任の先生が子どもの人権に関する研修を受講しており、その受講内容を各保育所で保育士に共有するといったことも実施しているところです。一方、子育て支援課では、毎月定期的を開催しております所長会議の際に、所長から話を聞いたり、場合によっては直接保育士から相談を受けたり、また、子育て支援課の職員が施設整備などのために保育所を訪問したりする場合に、定期的に現場の様子を確認しているところでもあります。保護者からの要望や意見を賜つた場合の対応ですが、その内容や緊急性等に応じて保育所を訪問し、所長などから事実確認を行い、その結果を保護者にお伝えしている状況になっております。また、毎年、取手市保育所父母の会連絡協議会を通じ、保育事業及び子育て環境の充実を求める要望書を賜っており、子育て支援課をはじめ、要望に応じた担当課から集約した回答を提示させていただいております。なお、現時点におきましては、公立保育所における不適切保育の相談を受けたケースはございません。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

○教育部長（井橋貞夫君） 私からは、藤代幼稚園の状況を答弁させていただきます。今年度、藤代幼稚園は4歳児・5歳児、合わせまして17名の園児をお預かりしております。不適切な保育と思われる事案が報道された場合には、職員が情報を共有し、園児への接し方などを再確認しております。現在のところ、そのような事案は藤代幼稚園では確認されておられません。また、保育の質を高めるには、やはり職員同士の協力と円滑なコミュニケーションやスキルアップが不可欠だと考えております。藤代幼稚園に所属する職員については、定期的にミーティング等を開催し、職員同士の情報共有や意見交換を行っております。スキルアップにつきましては、年間を通して、職階ごとの研修や保育スキル研鑽のための専門的な研修を積極的に参加にしております。このように、職員同士で意思疎通の場を作り、スキルアップをすることで、保育の質の向上に努めております。保護者からの要望に対しては、要望の内容を確認し、教育委員会と藤代幼稚園で対応してございます。現

在のところ、対応している要望等は、現在のところございません。また、藤代幼稚園の所管課である学務課においても、藤代幼稚園との連携を深めるべく、毎月定期的に課内会議を開催し、幼稚園と学務課とで情報や課題を共有し、問題を未然に防ぐよう努めているところです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 保育所・幼稚園とも、虐待の報告はないということで安心しております。職員による虐待未然防止対策、そして保護者からの要望をしっかりと受け止め、安心して預けられるよう対応をお願いいたします。

続いての質問に行きます。学校においては、県や県南・市教育委員会などが定期的に訪問し、状況を把握しているところです。市立の子育て支援施設についても、同じように市の担当が訪問するなどしているのでしょうか。お願いします。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） まず、公立保育所についてお答えいたします。子育て支援課では、子ども子育て支援法第58条の8の規定に基づき、保育施設等の監査を実施しており、公立保育所においても同様に立入り調査などを実施しております。また、先ほど部長が答弁しましたとおり、日頃から所長から話を聞いたり、職員が保育所に出向いたりして現場の状況把握に努めているところでありますので、今後も続けてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、直井 徹君。

○教育次長（直井 徹君） 教育委員会から、藤代幼稚園につきましてお話しさせていただきます。藤代幼稚園につきましては、市の教育委員会指導主事が毎年度計画訪問を実施しており、保育参観後に指導・助言を行っております。また、我々学務課職員も幼稚園方面に外出した際には、幼稚園を訪問しコミュニケーションを深めるように心がけております。今後も意識的に訪問する機会を増やしていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 計画訪問や保育施設の監査訪問などをしていただいているということ、安心しました。保育所や幼稚園独自の運営でなく、第三者の目が行き届いた施設運営がされるよう、引き続き訪問をお願いしたいと思います。取手市の未来を担う大切な子どもたちです。保護者の方々も安心して預けられるよう、お願いします。

続いての質問に行きます。防災対策についてです。6月には河川氾濫における水防訓練、7月には水害時避難想定訓練を実施、また、ついこの前も大型の台風が発生し避難場所を開設するなど、市民の命を守るための防災に対する取組を強化してくださっていること、職員の皆様に感謝を申し上げます。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） こちらは、内水氾濫を起こした箇所を示したものです。昨年度は双葉地区、桜が丘や高須地区でも水害に遭っています。何年か前には吉田でも床上浸水がありました。取手市は利根川、小貝川をはじめといった大きな川もあれば、相野谷川、西浦川、北浦川など、小さな川が流れています。河川の整備状況について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、岡口議員の御質問に答弁させていただきます。市内を流れる相野谷川、北浦川、西浦川の3河川におきましては、河川の幅が狭く、未改修の箇所もあることから、これまでも大雨の際には内水氾濫が発生しており、市も道路冠水による通行止めやポンプによる排水作業などの対応に追われております。特に雨水幹線や農業用排水路におきましては、河川の増水によって流下能力の限界を超え、そこから内水被害につながる状況もあり、あわせて河川内への土砂の堆積や雑木の繁茂により、水の流れが阻害されることも懸念されています。こういった状況を踏まえ、市では毎年、河川管理者である茨城県に対して、改修工事の早期完了や河川改修整備促進を要望しております。さらに、昨年6月2日の大雨により、北浦川流域において内水被害が発生いたしました。これはこれまでの課題の中でも喫緊であることから、今年の1月に市長が直接、国土交通省利根川下流河川事務所に対して、戸台排水機場のポンプ能力の向上、さらに、竜ヶ崎工事事務所に対しては、河川改修の整備促進について、それぞれ要望書を提出いたしました。市といたしましても、県への要望を継続していく傍ら、雨水幹線や農業用排水路の草刈りや樹木の伐採、土砂のしゅんせつ作業など、排水施設の機能が十分に生かされるよう、維持管理を実施し、可能な限り被害に対する不安を軽減できるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 市長も要望書を県・国に出してくださっているということ、本当にありがたいです。引き続き、粘り強く要望のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、先日、双葉地区で避難発令が出ました。移動についてはどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、岡口議員の質問に答弁させていただきます。先ほどございましたように8月16日から17日にかけて接近しました台風7号の対応ですけれども、16日の午前8時に災害応急処理本部を立ち上げまして、その後グリーンスポーツセンターを避難所として開設し、大雨警報が発令されたことによりまして、11時30分に災害対策本部に移行し、双葉地区に対しまして高齢者等避難を発令いたしました。発令後、双葉地区の自主防災会や自治会と随時連絡を取りまして、当該地区におけます高齢者等の避難状況について確認をしてまいりました。避難所への移動につきましては、自助・公助の中で対応していただいたというような状況でございます。避難発令——避難情報の発令に伴う避難所への移動手段につきましては公助で賄うことは非常に困難であると考えてございます。そのため、令和4年に全戸配布いたしました取手市総合防災マップ等において、平時より避難方法や避難経路の確認を行う自助、また高齢者など避難所への移動が難しい方は、地域間の助け合いである共助などでの移動——共助での移動などを市民の皆

様が、それぞれの状況や場所において避難方法を確保していただくことの必要性を案内しているというような状況でございます。以上でございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。地域のコミュニティーがとても大切で、特に共助というように、ご近所同士で声を掛け合える関係の構築についてですけれども、取手市としましても対策を講じていただいて、お互いに声を掛け合えるような、そういったコミュニティーづくりができるようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続いての質問に移らせていただきます。コロナの前には、小学校では読み聞かせなどいろいろな教科で学校と地域の交流が頻繁に行われておりました。現在はどのような交流を図っているか、お願いします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） 岡口議員の御質問にお答えいたします。小中学生と高齢者の交流についての現状ですが、今、岡口議員から御紹介がございましたように、以前は小中学生が高齢者との触れ合いを頻繁にやっておりました。以前は、高齢者施設に訪問し交流を行っていたこともございます。しかし、コロナ禍を経て、高齢者施設への訪問がなかなか難しいといった状況が続いております。しかしながら今年度に入りまして、中学生が職場体験学習で高齢者施設を訪問したり吹奏楽部の演奏会を行ったり、また学校近くの高齢者の自宅を個別に訪問して挨拶をするなど、少しずつではありますけれども交流が出てきているようになってきたところでございます。また地域人材の活用事業では、小中学生に専門的な指導をしていただいている高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。例えば習字の指導や植物の育て方のレクチャー、絵本の読み聞かせなど、高齢者の方が小中学生と交流しながら、生き生きとお話をしてきております。また小中学校の登下校時には、多くの高齢者の方に見回りサポーターとして御協力をいただいております。子どもたちの交流を——そういった形で子どもたちの交流も深めているところですので。先日は社会を明るくする運動の駅頭キャンペーン中に、中学生の生徒が高齢者の方と一緒に参加しまして、高齢者の方から、中学生から元気を頂いと、うれしいお言葉も頂きました。今後の課題としましては、やはり高齢者の方との交流なので、安全面の配慮を一番に考える必要があると考えております。当然、感染症も心配されますので、御本人や関係機関と事前に打合せすることが大切だと考えております。今後、地域の方との交流の広がりについては、学校運営協議会いわゆるコミュニティースクールにおける熟議に期待をしております。山王小学校では、学校運営協議会から地域のかな習字の専門家を御紹介いただき、実際に児童との交流を図りながら、かな習字の指導をしていただいております。このように、今後、高齢者との交流は学校運営協議会の意見も参考にしながら、安全面を最優先に考え、できる範囲で実施できればと考えております。以上となります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 私は教育は体験に勝るものはないと考えております。子どもが高齢者と関わりを持つことは、取手市の全体の活性化につながると考えます。可能な範囲で、コミュニティスクールを生かして、積極的に交流を深めていただけるようお願いいたします。

続きまして、健康づくりのための施策について質問させていただきます。市民の皆様が元気に長生きしていただくには、健康づくりが一番です。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） こちらは直近の広報とりです。市長さんも積極的に市民の皆様方の健康づくりに力を入れられていらっしゃいます。健康寿命が取手市が長いということもこの要因と捉えております。近年はウォーキングをしている方も多く見られます。近くの公園などに立ち寄った際、健康遊具があれば誰でも気軽にできるのではないかと思います。健康遊具の設置と現状・課題について、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） 岡口議員の御質問に答弁させていただきます。公園の緑とオープンスペースは、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方々が、自然との触れ合い・レクリエーション活動・健康運動文化活動等、多様な活動の拠点として利用されております。健康遊具の設置状況でございますが、市内には16か所の公園に、背伸ば——伸ばしベンチ等の遊具やぶら下がり遊具など、58基の健康遊具を設置しております。市内の公園の多くは、開設後30年から40年が経過いたしまして、特に遊具などの施設の経年劣化が進んでいる状況にあり、更新や修繕が喫緊の課題となっております。これらの老朽化した遊具等の更新には多額の費用が必要となりますので、市の財政負担の軽減を図る観点から、国からの社会資本整備総合交付金を活用するため、平成28年度に取手市都市公園施設長寿命化計画を策定し、平成29年度より遊具の更新や修繕を優先的に進めております。この交付金は、健康遊具への用途変更というものには対象となりませんが、今後も少子化・高齢化や社会構造の変化に対応すべく、公園利用者のニーズを踏まえながら、幅広い年代の利用者に合った公園づくりを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 私も何か所か健康遊具を置いている公園に行って試してみました。簡単に体をほぐすことができ、身近な公園にあると気軽に健康づくりができると感じました。全く置いていない公園の近くに住んでいる方からは、健康遊具を置いてほしいという声も頂いております。老朽化しているベンチなどぜひ健康遊具を兼ねたものに変えたり、新たな健康遊具を設置してほしいと思います。また、健康遊具の使い方の表示をするなどして、市民の皆様にも親しみを持って健康づくりに励んでもらえるよう施設整備をお願いいたします。

続いての質問に移ります。健康アプリの導入についてです。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） こちらは健康——元気アップ！リいばらきの案内です。このア

アプリを私も登録しています。私の友達もこのアプリをずっと前から登録していて、毎日歩いている記録を取っています。その歩数によりポイントがつくからというのも励みになっているということです。このアプリの啓発を図り、健康づくりのための施策として、特に運動不足になりがちな高齢者の方々をはじめ、市民の皆様ぜひ広めていただきたいと考えます。いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの岡口議員の御質問に答弁いたします。ただいまも御紹介いただきましたが、こちらの元気アップ！リいばらきですが、高齢化が進む中で、健康寿命の延伸とそして高齢者の社会参加といったところを促進することは大変重要な課題であると認識しております。現在、取手市におきましては、先ほどの御紹介のとおりですが、皆さんの健康をサポートするために、茨城県が導入する県公式健康増進アプリである元気アップ！リいばらき、スマートフォン用とはなりますが、こちらの普及啓発を行っております。このアプリは、日々の歩数や体重、血圧などを入力し、健康状態の変化を可視化・見える化することによりまして、自身の健康状態の管理がしやすくなるアプリとなっております。また、ウォーキングやランニング、健康受診など、健康づくりをサポートする活動に対しまして、ポイントが付与されまして、たまったポイントで各種景品抽せんイベントに参加し、豪華景品が当たるチャンス、そのようなものがある仕組みとなっております。8月22日現在の登録者ですが、茨城県全体で6万7,764名、取手市におきましては、1,257名の方が登録されております。スマートフォンをお持ちでないと利用できないという制限はございますが、一人でも多くの方、特に高齢者の方々を含めて、元気アップ！リいばらき、こちらを活用していただき、御自身の健康管理、健康づくり、そういったものに関心を持っていただくきっかけとして、ぜひ御利用いただければと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。この元気アップ！リいばらきですけれども、取手の特産品を出してもらえるとか、取手市独自の対応なんかもしていただけたら、なおさら取り組む方が多くなるのではないのでしょうか。よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

続きまして、魅力あふれるまち、住みよいまちについての質問です。取手には様々な魅力がありますが、その魅力を効果的に発信することが求められると思ひます。取手市の魅力発信に対する考え方や取組について、お伺ひいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 皆さん、おはようございます。岡口議員の質問に答弁いたします。本市の魅力創出、発信に関する取組についてでございますが、取手の魅力は観光や各種イベント、自然や文化的資源にとどまらず、福祉や健康、さらに教育・子育て環境など、

様々な分野から生み出すことができます。また、市が推し進める施策を市民協働で展開することにより、その魅力を一層高め、市民の郷土愛の醸成につながっていくものと思っております。市のホームページに、月・木・SAY職員のささやきというコーナーが設けられています。私も日頃から様々な市内の出来事をそこで紹介をさせていただいています。自らが取手市のこの魅力を周囲に発信することで、とてもポジティブな感情が生まれることを実感しているところでもございます。また、その情報を見た人、受け取った人にも伝播するものと思っております。このような取組が市民の皆様にも広く浸透していく、こういったことがあれば地域への愛着心が、それから誇りなどが生まれてくるのではないのでしょうか。そういうふうを考えているところでございます。市ではまた新たにInstagramによる市民投稿の取組を始めております。ぜひ議員の皆様方にも御覧いただき、一緒に参加をしていただければ、一層盛り上がるのではないのでしょうか。住み続けるほど好きになるまちをつくるという信念の下、市民の皆様や職員といろいろな知恵を出し合って、取手市が魅力のあふれる愛されるまちとなるように、あらゆる情報発信ツールを活用して、このまちの魅力や取組の情報共有を図られるよう、積極的に発信をしていくところでございます。具体的な取組については、担当よりご説明申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは、少し補足をさせていただきます。市では、ホームページで様々な情報を発信させていただいております。まずホームページについては、利用者の——御覧になる方の年齢ですとか利用環境、また障がいの有無など——様々な方が御覧になられますので、あらゆる人が情報を取得できるように、いわゆるウェブアクセシビリティに配慮をした、作り込みというところに努めているところでございます。また、行政に関する手続ですとか届出、あるいはごみの出し方、分別の仕方、収集日、また公共施設の場所とか利用方法、そういった行政情報を全てを網羅する形で発信をするということで、大きく防災、安全、暮らしの情報、文化活動、観光、施設案内、事業者向け情報、市政情報というふうに大きく分類をまずしまして、そこから枝分かれをしていくという形で、検索がしやすいページとなるように随時——定期的に工夫や改善を凝らしているといった状況でございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 市長さん自らが取手市の魅力発信ということで御答弁いただいたこと、本当にありがたく思っております。続きまして、取手には様々——失礼しました。取手市ではホームページにおいて情報が発信・掲載されているんですけども、取手市長さんが掲げている、こども真ん中社会の実現に向けた取組の一つとして、市のホームページにおいても子ども目線による取組が必要ではないかと思っております。現状の取組や方向性について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 子ども目線というところで御質問いただきました。先ほ

ど申し上げたとおり、市のホームページでは様々な行政情報を発信をしておりますが、その中にバーチャル美術館——とりでバーチャル美術館ですとか、とりでオンライン美術館、また、ほどよく絶妙とりでという投稿型魅力PRサイト、そのほかにもユーチューブの取手市公式チャンネルといったものがございまして、こちらは動画ですとか画像を多用した作りになっておりまして、お子様でも楽しく観賞や閲覧がしていただけるような工夫を凝らしているということでございます。今後も引き続き、様々な年代の方に情報が伝わるような情報発信をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君）ありがとうございます。できればキッズコーナーみたいな、ここをクリックするといろんな子ども情報とか、教育に関する——子育てというよりも、小中学生の保護者さんが学校についてよく分かるとか——昨日、長塚議員も言ってたんですけども、部活動に関する地域移行に関するページとか、そういったクリックすると分かるようなそういうところも、お願いしたいなと思います。続きまして、市ではホームページだけでなく、LINEをはじめとした様々なSNSを活用していると思いますが、その活用状況と、子ども目線による取組は行っているか伺います。

○議長（岩澤 信君） 魅力とりで発信課長、数藤弘人君。

○魅力とりで発信課長（数藤弘人君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。市のSNSなどの活用状況についてでございますが、市ではLINE、フェイスブック、Xを活用しており、今年度からインスタグラムを新たに開設をしております。現在のところ、フェイスブックやXでは、ホームページで公開した内容を情報発信しており、LINEでは、市政情報やイベントの中でも特に、情報発信を強調したいときなどに活用しております。また、インスタグラムにおきましては、画像や動画によるイベントや風景など、魅力発信を行う際に活用しているところです。市では、インスタグラムを導入したことにより、中高生などの若年層の取り込みを図るとともに、魅力的な動画や画像の配信を通じて、子どもをはじめとした多くの市民の皆様の興味・関心を高め、郷土愛の醸成を図ってまいりたいと考えております。今後も引き続き、市民協働と庁内連携の取組を強化し、さらなる利便性の向上と魅力的な情報発信、幅広い年代や個々のニーズに応えられるような情報配信の研究に努めてまいります。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君）ありがとうございます。取手市のLINE、あといろいろな取組で取手市を調べてみようとか、もっとこういうことを知りたいとか、そういったものが分かるような、検索できるようなページの運営をよろしくお願いしたいと思います。また各種申請についても、クリックして自宅にいながら申請できるような部分も増やしていただければ助かると思います。ありがとうございます。

それでは、最後の質問になります。とりで利根川花火について伺います。6月に杉山議員が安全面に配慮した花火についてということを質問、ありました。今回の花火、増発したりドローン花火の精度も上がったり、ユーチューブ配信があつたりしました。たくさんの人たちが楽しむことができ、すばらしいひとときになりました。この効果と次年度に

向けた課題について答弁をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔チャイム音〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 岡口議員の御質問に、取手市観光協会を所管する事務局として答弁させていただきます。今年のとりで利根川花火、今、岡口議員がお話しいただきましたように、8月10日、天候に恵まれ、市内外から多くの来場者にお越ししていただく中で、盛大に開催させていただきました。これも、毎年御協力いただいている地元企業、市内事業者や警察、消防などの各関係機関、多くの市民の皆様の御協力によるものと感謝しております。また、花火大会の翌日の清掃活動にも、朝早くから議員の皆さんをはじめ、多くの市民ボランティアの方々に御参加いただき、会場周辺の清掃をしていただきました。約800人の市民ボランティアの方々に、僅か1時間30分ほどで、会場周辺がきれいになりました。改めて、花火大会に御尽力いただきました市民、関係者の皆様に感謝、お礼申し上げます。花火大会の内容につきましては、打ち上げ数を増発し、約1万発の規模に拡大したほか、打ち上げ内容にも趣向を凝らし、昨年に続いてドローンショーも実施いたしました。来場された方からのお声やSNS上のコメントなどで多くの方に評価をいただいております。大変ご好評であったと感じております。効果という面におきましては、花火大会会場に多くの方々に来ていただいたことで、市の経済の活性化にも、つながったものと考えております。また市のPR効果については、市外からも多くの御来場があったことや、ケーブルテレビによる生中継、ユーチューブの配信もあったことで、広く市内外の方々に取手の魅力を発信できたと考えております。取手市の最大のイベントである、とりで利根川大花火が、市民の皆様にとって愛着のある、さらに誇れるイベントとなるように、今回の成果を踏まえて今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。大会を——その花火大会を楽しんだ方々の中には、ちょっとトイレの数が少なくて、トイレですごく時間かかったんだよね、というふうな声も聴いております。次回その辺、計画的にお願いしたいなと思っております。以上で私の質問を終わりにさせていただきます。時間内に終えることができました。本当に執行部の皆様方ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、岡口すみえさんの質問を終わります。

続いて、久保田真澄さん。

〔9番 久保田真澄君登壇〕

○9番（久保田真澄君） 公明党の久保田真澄です。通告順に従って一般質問を行います。まず初めに、独り暮らし高齢者の支援についてです。2019年国民生活基礎調査によると、65歳以上の者がいる世帯は2,558万4,000世帯、全世帯の49.4%となっていて、世帯構造別に見ると、65歳以上の者のいる世帯の中で、夫婦のみの世帯が32.3%で最も多く、次いで単独世帯が28.8%、親と未婚の子のみの世帯が20.0%となっています。独り暮らしの高齢者数は男女ともに増加傾向にあり、令和2年には男性約231万人、女性約441万人となっています。今後も独り暮らしの高齢者数は増加傾向が続き、令和22年には男性

が約 356 万人、女性が約 540 万人となることが予測されています。独り暮らしの高齢者は、家族や友人、住まいの地域社会のつながりが希薄になりがちで、地域力などが衰退している社会的な背景も、孤立しやすい原因といえます。高齢者の孤立は、生きがいの低下、フレイルの進行、消費者トラブル、孤立死など社会的な問題を招きます。こうした中で、双葉地区内で認知症カフェが始まったということを知りました。初回は地区内の認定こども園で高齢者らが園児との交流を楽しみ、今後は2か月に1回開き、専門職を交えて、困り事の相談をしたり認知症の知識を啓発したりして、誰もが気軽に立ち寄れる居場所にするとのことでした。昨年6月の豪雨災害で高齢化が浮き彫りになり、住民の半数近くが65歳以上の高齢者で、独り暮らしで孤立する人も少なくありません。住み慣れた地域で気軽に立ち寄れる場所があるというのは、高齢者にとって心強いと思います。そこで、地域とつながる場所づくりについて、お伺いします。

[9番 久保田真澄君質問席に着席]

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

[福祉部長 鈴木文江君登壇]

○福祉部長（鈴木文江君） 久保田議員の御質問に答弁させていただきたいと思います。先ほど数字的なものにつきましては、今、久保田議員おっしゃってくださいました——説明いただきました。私のほうからは数字的なものなのですが、当市の取手市の状況について、まずお話しさせていただき、そこから見えてくる課題について、まずは説明させていただきたいと思います。2020年に行われました国勢調査の結果によりますと、取手市の65歳以上の単独世帯数、つまり高齢者独り暮らしの世帯は6,129世帯となっております。旧取手市と旧藤代町が合併した2005年に行われた国勢調査では2,671世帯でしたので、この15年間で約2.3倍に増えております。独り暮らし高齢者の課題の一つとしましては、周囲とのコミュニケーションの必要性が挙げられます。新型コロナウイルス禍において、フレイルという考え方が浸透いたしました。このフレイルは健康と要介護の間の、いわゆる虚弱の状態をことを申し上げます。このフレイルには3種類あるといわれております。1つ目が身体的フレイル、いわゆる筋力の低下や運動機能の障がいによる移動機能の低下です。2つ目に精神的フレイル、仕事をリタイアしたりパートナーを失ったりすることをきっかけに、うつ状態や軽度の認知症の状態を言います。最後の3つ目が、社会的フレイルです。加齢に伴って社会とのつながりが希薄化することで生じる、閉じこもりなどの状態をいいます。この3つが連鎖することで、老いは急速に進むといわれております。その予防には、栄養と身体活動、社会参加が有効です。とりわけ、1人で暮らしていても、週に数回住んでいる地域の通いの場などで、先ほど久保田議員がおっしゃったように、人とつながることが社会参加につながっていきます。人とのつながり、地域とのつながりが重要であると認識しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 地域に通いの場があることが大切ということですが、市はどのように、各地域で場所づくりを支えているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） 答弁いたします。まず地域の集いの場づくりでございますが、これを行っているのは取手市だけではございません。市だけではなくて市内には地域で気軽に集まって、仲間づくり、元気で暮らすことを目的とするサロン活動をボランティアで行っていただいている市民の皆様がいらっしゃいます。こういったサロンの情報は、取手市社会福祉協議会が運営します総合ボランティア支援センターなどに集約されております。同センターの登録団体でサロン活動を行っている団体は、現在 40 以上ございます。各サロンの目的は様々で、最近では地域の小中学生の学習支援、若者同士が集まる取組、こういったものもございますが、以前より主に活発に行われていたのは、地域の高齢者を対象とした活動でございます。公民館や集会所を活動の場として、地域の単位で、顔が知れている同士が集まる取組、こういった場が地域の皆様のボランティアの心で運営されていること、市内の高齢者の福祉増進の一端を担っていただいております、非常に力強く思っているところでございます。久保田議員から御紹介のありました今回の双葉地区の取組、昨年の水害を機に双葉地区の住民の皆様の交流促進を目的に発足されたグループが、双葉地区を担当する地域包括支援センター藤代なごみの郷と連携し、認知症の学びの場であるオレンジカフェを始められたということでございました。引き続き市内の各所で、地域の顔が見える関係の中でサロンが継続されますことを期待しておりますし、取手市社会福祉協議会には、その支援を期待しております。また、地域のボランティアの皆様だけではなくて、市や包括支援センターも認知症をテーマとしたオレンジカフェ、住民主体の見守りでありますお休み処の運営、こういったものを通して、地域の場づくりを支援しているところでございます。認知症の知識を学ぼうというオレンジカフェの取組、市内 5 か所の地域包括支援センターには認知症推進員がおります。地域で認知症を正しく知っていただくための取組を行っております。そのため、各地で地域包括支援センターが主体のオレンジカフェを開催しまして、地域の皆様に御参加いただいております。さらに、既に幾つかのこのオレンジカフェを地域住民主体の運営へと移行をいただいております、包括支援センターは側面からの支援を行っているところで確認しております。また、お休み処についても、独居高齢者が多い団地地域において、市が空き店舗を借り上げまして、地域住民による運営会で提供することで、気軽に立ち寄れるスペースをつくり上げております。このような取組を行っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9 番（久保田真澄君） 詳細な説明を——詳細な御答弁を本当にありがとうございます。地域住民の方が主体となって運営して、包括支援センターが側面からの支援を行うという取組は大変すばらしいと思います。

次に、独り暮らしの高齢者が必要な社会的支援にアクセスできる、地域で暮らせる仕組みづくりについてをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） 御答弁させていただきます。地域で暮らせる仕組みづくりという御質問です。一人であっても住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりとしましては、

市は様々な見守りの事業、サービスの提供を行っております。民生委員・児童委員による訪問は、顔を見て、緊急連絡先などの情報を市に提供いただく取組となっております。また、地域包括支援センターによる訪問は、介護保険の認定を受けていない高齢者に対して訪問し、生活状況を把握し、御助言や各種サービスの情報提供を行っております。そのような見守りに加えまして、体調の急変時などに速やかな通報につなげる緊急通報システムの事業や、乳酸菌飲料や夕食を配りながら安否確認などの事業を行うことで、日常生活の中での異変や体調不良などの変化に気づき、支援につなぐことができいております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） 今、福祉部長が答弁しました内容について、各事業の補足の内容を答弁させていただきます。市が独自に行っております高齢者サービスのうち、在宅の一人暮らし高齢者、高齢者のみで構成されていらっしゃる世帯の見守りを目的として実施している事業、先ほど申し上げました緊急通報システム事業、独り暮らし高齢者への愛の定期便、生活支援型配食サービス事業の3事業がございます。緊急通報システム事業、病弱や急病リスクで——急病のリスクの高い在宅の独り暮らし高齢者に対して、緊急通報装置を貸与しまして、御自宅に設置しております。機器本体、また火災警報器、ライフリズム監視が可能な安否センサーを附属機器として設置しております。貸与しております機器本体は、通報の機能のほかに、警備会社のヘルスセンターへつながる相談機能もつけております。お金のことですか、お困りのことなどが御相談いただけるようになっております。緊急通報装置を設置することによりまして、突発的な災害、急病、事故などの緊急事態の対応を簡単かつ迅速に対応できることになっておりまして、在宅生活の不安の解消につながっております。また、独り暮らし高齢者に対する愛の定期便ですが、日頃から人との関わりや外出機会も少なく、家に閉じこもりがちな独り暮らしの高齢者宅を訪問し、乳酸菌飲料を配付しながら、健康状態、最近の暮らしの状況を確認することで、見守り・安否確認を行っております。利用者の費用負担は無料で実施しておりまして、訪問回数は最大週3回ということで、御希望の曜日に訪問しております。最後に、生活支援型配食サービスでございますが、介護認定の有無を問わず、独り暮らし高齢者や、高齢者世帯で身体的に買物や調理が困難な方を対象に、安否の確認、栄養摂取の補助、孤独感の解消を図るため、夕食のお弁当をご自宅に配達しているところでございます。お弁当は、見守りや衛生面を考慮しまして、必ず対面でお手渡しで行っているところでございます。夕食の弁当の調理・配達は、市内の法人4法人に委託しまして、法人ごとに担当する圏域で配達をいただいているところでございます。食材費は1食当たり430円。月締めで委託先の社会福祉法人が頂いているところでございます。3事業に関しては以上、御説明させていただきます。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。私も以前、独り暮らしの高齢者の方から、子どもが離れて暮らしていて不安だという御相談を頂き、緊急通報システムのことをお伝えしたところ、安心して暮らせるようになったと連絡を頂きました。また、けがをし

て調理が困難になったとの知らせに、地域包括支援センターにつなぎ、早速、配食サービスの手配をしていただき大変に喜ばれました。あとお聞きしたいのは、今民生委員による訪問というのは私も認識しているんですけども、地域包括支援センターによる訪問についてを、もう少し詳しくお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） それでは、地域包括支援センターの職員による訪問について御説明いたします。冒頭で福祉部長の答弁も申し上げたんですが、対象としましては、介護保険の認定を受けていない高齢者に対して訪問という方針で行っております。市内5つの法人が地域包括支援センターを、市からの委託によりまして運営していただいております。生活実態の把握のために、担当地区の高齢者を訪問しており、要介護認定を受けていない75歳以上の独り暮らし高齢者、85歳以上で構成される高齢者のみの世帯、こちらのほうを訪問しております。なお、居宅介護支援専門員いわゆるケアマネジャーですとか、サービス事業所という関係機関の関わりがない高齢者こそ、重点的に生活状況の把握が必要という考えから、訪問対象を要介護認定を受けていない高齢者に絞り込みまして、特に高年齢層の80歳以上の独居世帯を中心に訪問しております。令和5年度は、5つの包括支援センターで計1,239世帯の一人暮らし高齢者を、計画的に生活状況の把握などを行うことができました。訪問の結果、生活状況が把握でき、必要に応じて介護保険制度の利用、そのほか先ほど申し上げました一人暮らし高齢者への市の福祉サービス、こういったものの情報提供、また各種制度の申請などの支援につなげております。また、各センターには、先ほど申し上げました計画的な訪問のほかに、御本人・御家族、またご近所様から、生活に関する御心配だとか、御相談の希望の声を受けまして、随時、緊急の訪問も行っているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 大変分かりました。これは回数というのは、年に1回というか、どんな形で——回数というか……。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） 訪問は、こちらのほうから各地域包括支援センターに、先ほど対象となります皆様のリストを提示しまして、その中から各地域包括センターさんに訪問するというような形になっております。ただ、回数のお話がありましたが、計画的に訪問を1回しまして、例えば同じ年度内にその方から急に体調が悪くなってSOSがあった場合には、複数回訪問することもございますし、計画していない方に対して、随時、緊急的に訪問することもございますので、人によっては複数回、年度にももちろん——月内に何度も訪問することもございます。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 承知いたしました。ありがとうございます。今後増え続ける独り暮らしの高齢者が、安心して住み慣れた地域で暮らしていけるように、これからも様々な取組をよろしく願いいたします。この質問を終わります。

続きまして、高齢認知症の発症防止施策に関する質問をさせていただきます。今月9月

1日発行の広報の一面は……

〔9番 久保田真澄君資料を示す〕

○9番（久保田真澄君）（続）これですね、「認知症とともに」という表題でした。さらに、認知症を正しく理解するという副題もあり、取手市が直面する喫緊の課題を市民に伝える内容かと思えます。広報で、現在の認知症高齢者率は11%としていますが、厚労省の予測では20%となっており、取手市としては、これからさらに9%、およそ3,300名の増加が予測されます。ですので、早期発見を促し、市の取組を紹介して、地域包括支援センターへの相談を訴えています。これはこれで認知症を発症された高齢者やその家族の方々の生活に、とても重要な支援活動だと認識しています。しかし一方で、高齢者であれば、誰にでも発症の可能性があることを指摘しながらも、認知症の予防や防止への言及がほとんどありません。取手市として、認知症の発症防止策をさらに推進すべきと思われます。認知症の早期発見により、生活障がいが発見されれば、介護保険による介護サービスを受けられる状態となり、例えば自宅送迎があるデイサービスやリハビリなどの専門職が自宅に訪問するなど、様々な療養環境が得られます。しかしこれは、認知症などにより生活障がいが発症した後のことで、認知症が発症しても生活障がいを発生していない場合には、ほとんどが自費で対応しなければなりません。こうした要因の一つとして、認知症に関して医療的解釈と法的解釈の2つがあるので、市としての統一的な見解が曖昧になっているのではないかと考えられます。例えば、取手市委託認知症予防事業である回想法スクールは8年目を迎えますが、介護保険受給者ではない高齢者が実施会場へ行くには、自分で何とかしなければなりません。タクシーを利用する高齢者もいますが、自家用車が使えないので会場に行けないと、参加を見送る高齢者も多くいます。また、MCI——軽度認知障がいの手前のことを認知フレイルとも読みますが、例えばアルツハイマー型認知症の場合、記憶フレイル、つまり記憶がだんだんと消えていき、一定以上の記憶が消失すると生活障がいが発生します。特に、ADLとの関連が指摘されている10歳代の記憶が、フレイル状態になると認知症が発症しやすくなるわけです。この記憶フレイルを防止するために、回想法スクールの開催を市が委託しているわけですが、認知症高齢者の増加を鑑みて、取手市委託事業としての回想法スクールをさらに拡充するお考えはお持ちでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの久保田議員の御質問に答弁いたします。先ほども御紹介いただきました、現在、市では認知症予防事業といたしまして、回想法スクールを実施しております。この回想法スクールでは、毎回テーマに沿った懐かしい昔のことを回想しながらおしゃべりをするすることで、認知症の予防を図っていくと、こういった事業となっております。今年度におきましては、前期が6月から11月の毎週月曜日、後期は11月から2月の毎週木曜日を予定しております、それぞれ13回のコースとなっております、年2回実施しております。会場につきましては、前期は福祉交流センター、後期は藤代公民館の2か所で開催しております。回想法スクールの拡充ということでございますが、昨年度は介護予防拠点施設であります、げんきサロン戸頭西で1回試験的に開催し、多くの

方に御参加をいただきました。戸頭西のような介護予防拠点施設は市内に全部で4か所ございまして、今後ほかの施設でも教室を開催できるよう、日本回想療法学会とも連携を図っていきたくと考えております。また、回想法スクールで要請されました聞き手でありま
すレミニションを派遣するレミニフレンド事業というものも行っておりますが、こちら
につきましては新型コロナウイルスの感染拡大の影響で受入れ先がないという状況となり、
現在活動のほうは止まっておりますが、今後は積極的に介護施設・介護事業所などへの働
きかけを行い、活動の場を広げられるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 今、活動の場を広げていくというお話がありましたので、よろ
しく願いいたします。また、この回想法スクール以外にも、高齢者の健康を維持するた
めに取手市委託事業がいろいろあります。そうした高齢者の活動を促進するためにも、自
家用車が使えない高齢者に移動の足を充実させることが必要です。例えば、現在運行して
いるコミュニティバスですが、障害者手帳保有者と介助者は無料です。一般の人は高齢者
を含めて1回乗車賃が150円、70歳以上の3か月定期が3,000円となっています。1か
月当たり4回以上使用しないとメリットはありません。週に1回という発想なのかもしれ
ませんが、高齢者の足ということを考えると、取手市委託事業への参加希望高齢者などの
条件を満たす、70歳以上の乗車賃を限定無料にするなどのお考えはありますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康づくり推進課長、香取美弥さん。

○健康づくり推進課長（香取美弥君） 久保田議員の御質問に答弁させていただきます。
現在、回想法スクールに参加されている方々の交通手段というものは特に把握しておりま
せんが、主に自家用車や徒歩、自転車、そしてコミュニティバスなどの公共機関を利用さ
れてると思われま。市では、市が主催するイベントや委託事業に関しまして、会場や駐
車場の都合などで乗り合いや交通機関の利用などをお願いすることはございますが、参加
者のために交通手段を用意したりというような支援をすることは、ほとんどの場合してお
りません。今後、高齢化が進む中で、やはり自動車免許の返納などが増えることにより、
自家用車などでの移動が難しくなり、行動範囲が制限されるということが予想されます。
先ほども部長からの答弁でも申し上げましたように、そのような方々のために、まずは、
4か所あります介護予防拠点施設や介護事業所などで——の活動の場を広げて、市民の皆
様がそれぞれ身近な場所で参加できるような環境の取組というものを進めてまいりたいと
考えております。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 承知いたしました。現時点では、高齢認知症を根本的に直せる
薬はありません。だからこそ、かからないようにする、予防することが大切と考えます。
国際的に権威のあるランセットという医学雑誌に「認知症リスクについては様々な要因が
あるが、政府や個人が対策を進めることで認知症発症の最大45%を防いだり遅らせたり
する——遅らせたりできる可能性がある。」と指摘されています。ADLとの関連が深い
記憶フレイルを予防できる回想法スクールを拡充していただき、高齢者の健康・長寿につ
なげていただきますようによろしくお願いいたします。以上で終わります。

次に、防災教育について質問いたします。気象庁の調べによると、日本では1年に1,000回から2,000回の地震が発生しています。これは世界的に見ても非常に多く、全世界の地震の10分の1が日本周辺で起きているといわれています。また、日本では台風・豪雨・豪雪など天災も多く、交通障害、農業被害が発生しています。このような状況の中で人々の防災意識は高まってきていると思われませんが、学校教育では防災について、どのように行われているのかをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 久保田議員の御質問に答弁いたします。我が国は様々な自然災害が頻発する国です。災害が発生した際、児童生徒の安全を確保し命を守ることは、学校において最優先すべき業務であると考えております。こうした災害に備えるためにも、防災教育は極めて重要な役割を果たしていると考えております。御存じのとおり東日本大震災では、釜石の奇跡とも呼ばれる中学生による避難の判断と行動により、小学生や地域の住民も中学生の避難に続いたことで、多くの命が救われたという話があります。生徒たちが迅速な対応することができたのは、まさに防災教育プログラムの成果といわれているところです。本市における防災教育ですが、児童生徒が自らの命を守るための知識と技能を習得し、地域社会の一員として防災に対する意識を高めることを目的として実施しています。また自然災害だけではなく、火災や交通事故といった日常的な危険に対しても適切な対応ができるような教育を行うことで、生涯にわたって防災意識を持ち続けることができる人材の育成を図っているところです。このような目的を達成するため、学校におきましては各教科等での授業で学ぶことはもちろんのこと、専門家による教職員の研修を行ったり、学校の危機管理マニュアルについての指導をいただいたりといった取組もしているところです。また、地域との連携をした避難訓練の実施等も行っているところです。具体的な取組につきましては、この後、教育部長より答弁させていただきます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、久保田議員の御質問に、教育長の補足答弁をさせていただきます。防災教育につきましては、関連する教科の授業で学習することはもちろんのことではありますが、総合的な学習の時間や特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が求められていると考えております。小学校5年生では理科の授業で、夏休み前に「台風と防災」という単元で学習します。児童は台風の発生の仕組みや特徴を学ぶだけではなく、台風への備えや避難方法について学び、児童全員が自分のマイタイムラインを作成し、防災意識を高めています。中学校では社会科の地理で、防災・減災に向けた取組と課題という内容で、災害への対応や支援について、自助・共助・防災の課題などを学習して、災害時に適切な行動を取れるよう学習しています。また、理科においても気象現象を学習するときに、自然災害に対する防災教育を行っているところでございます。学校によっては、市の安全安心対策課からの授業や常総市の水害対応に従事した職員に授業をして

いただいた学校もございます。また、防災教育は学校のみにとどまらず、地域との連携も非常に大切になっています。このことは、全小中学校で実施している学校運営協議会においても意見として発信されているところです。地域と連携した取組の一例として、今月、戸頭小学校と戸頭中学校で予定しております地域連携防災教育教室を紹介させていただきます。学校と地域の方々が連携し、戸頭消防署と地域の自主防災組織に協力をいただき、AEDや三角巾の使い方、段ボールベッドの作成など、実演を兼ねた小中合同の防災教室を予定しております。このような活動を通して、特に中学生が地域のためにどのようなことをできるかを考える場として、地域に貢献できる人材育成を目指して取り組んでいきたいと考えております。以上であります。

〔教育部長 井橋貞夫君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 今、様々な、小学生・中学生と発達も違うので、いろいろその段階に応じて、いろいろな学び方も違ってくると思いました。また、児童生徒の方が関心持てる内容としまして、私もちょっと調べたんですけども、逃げキットというのがあります。これは平成27年の9月、関東東北豪雨をきっかけに鬼怒川緊急対策プロジェクトが発足され、ソフト対策の避難勧告に着目したタイムラインの低年齢層への普及ツールというのが出てきました。取手市は、利根川と小貝川に囲まれた水害の——とても水害対策がとても重要だと思い、こういったのを取り入れるという御検討はいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 久保田議員の御質問に答弁させていただきます。まず、マイタイムラインですけれども、これは台風等の接近により河川の水位が上昇するときに、自分自身が取ら標準的な防災行動を時系列に整理し取りまとめたものです。これは小学校5年生全員が作成するというので、今現在取り組んでおります。一人一人の家族構成や生活環境に合わせて、避難に必要な情報・判断・行動を把握し、いつ何をするかというものをあらかじめ決めておくことで、避難行動のチェックリストとして活用できるものです。お話にありました今、逃げキットですけれども、こちらは国土交通省で作成しているものです。小学生がマイタイムラインを作成するのに、簡単に楽しく学びながら作成できるようにするためにつくっている教材であります。現在、小学校のほうでは5校ほど既に活用をして、このマイタイムラインを作成しているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） もう5校の小学校——小学校5校ではもう活用されている。はい、承知しました。また、今、学校内についての防災というところで、あとは登下校時についての防災というのは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。児童生徒が登下校中に災害が発生した場合ですけれども、このときは児童生徒が一時的に安全を確保できる場所への避難方法等を指導しているところです。基本的には通学路の中間地点、この地点より自宅に近い場合には自宅に戻る、また学校が近い場合には学校に行くというような形で指導をして

いるところ。また、地域には110番の家というものもありますので、一時的には、そういったところに避難するというのも指導しているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 中間地点ということなんですけれども、やはり子ども一人一人のここが中間地点だというのは、その子どもさんにお任せするということですかね。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） お答えさせていただきます。子どもたちは——特に小学生につきましては、登校班での登校・下校となっております。年に数回、この登校班会議というのを実施しております。そういった場で高学年が中心となって、そういった大体の地点というのも話し合いながら、指導しているところでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 分かりました。

次に、災害時に速やかな避難行動を取るためには避難訓練も重要です。避難訓練の取組について、お聞きします。

○指導課長（丸山信彦君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。防災教育の——失礼いたしました。すいません。避難訓練につきましては、全小・中学校で定期的実施しております。内容については、地震・火災・不審者侵入、こういった内容が、各学校において実情に合わせて工夫して実施しているところ。例えば授業中や休み時間に実施したり、翌日、実施のお知らせだけをして、どのタイミングで行われるかを児童生徒にあえて伝えないで実施するなど、現実的な状況下で避難訓練を実施することで、児童生徒が自ら適切に判断し行動するように工夫して実施しているところ。当然、児童生徒だけでなく、教員も非常時に備えて事前に確認・明確な役割分担を行い、実際に児童生徒を迅速に避難させる動きを確認する重要な機会であると捉えております。また、実施に当たっては、消防署や警察署の方、地域の方と連携し、児童生徒及び教員への指導をいただく場合もございます。実施した後は、過去の災害の事例から学ぶ講話を聞いたり、自らの行動を振り返る活動を行い、実際に災害が起こったときの適切な行動につながるようにしております。また、年度当初の避難訓練では、保護者に御協力をいただき、中学校区全体で保護者への引渡し訓練、これを併せて実施しております。引渡し訓練は、避難訓練とともに大きな災害時の対応として、とても重要な役割を果たしております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） 先ほど石塚教育長のお話もあったように、釜石の奇跡は、まさしく日頃の避難訓練が子どもたちの命を守ったんだと思います。大切なのは、子どもの防災意識を高めるための実効性のある取組を進めることではないかと思います。

最後に、課題についてをお伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。防災教育の課題についま

しては、まずは実践的な避難訓練や体験学習の機会の充実を図ることだと考えております。多くの学校では、地震や火災を想定した避難訓練、これは行われていますが、より複合的な災害シナリオに基づく訓練や、地域の防災組織と連携した実践的な訓練が十分に行われているとは、まだ言い切れない状況でございます。例えば、大震災の後に火災が発生するケースや、地震や台風により停電が発生するケースなどの、複数の災害が連続して起こる状況を想定した訓練なども考えられます。災害はいつどのような形で発生するか予測が大変難しいため、実践的で多様な訓練を行うことが必要だと考えております。また、教員の防災指導力の向上を図ることが課題といえます。教員が災害時に児童生徒を適切に指導・誘導するためには、教員自身が高い防災意識と知識を持ち、指導力を備えている必要があります。関係機関と連携して最新の防災知識や訓練方法を学ぶ機会を増やし、指導力を向上させることが求められると考えております。さらに、災害体験がトラウマとなり心的外傷後ストレス障がいを引き起こす可能性がある児童生徒がいるため、心理的なサポートも防災教育の一環として重要であると考えております。災害時には県の緊急スクールカウンセラー等を要請するなど、災害後の心理的ケアやサポート体制を強化し、児童生徒が安心して過ごせる環境を整えることが求められると考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 久保田真澄さん。

○9番（久保田真澄君） ありがとうございます。やはり体験に勝ることはないと思います。正常性バイアスという言葉がありますけれども、正常性バイアスが働いて被害が拡大した災害は多くあります。日頃から災害時にはどう対応すべきかを考え、異常が発生した場合には冷静に行動することが大切だと思います。それはやはり日頃の訓練があつてこそのことだと思います。災害発生時には自分たちの命を守るためにどう行動すればいいか、災害発生時、自分たちに何ができるのか。先ほど戸頭の中学生の子どもたちがこれからすぐくそういうふうになんかできるのかということ、すぐくすごいことだと思つて聞いてました。発達段階に応じて正しく判断し行動できる児童生徒を育てていく防災教育を、これからもどうぞよろしく願いいたします。以上で、一般質問を終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、久保田真澄さんの質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

午前 時 分休憩

午後 時 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続けて、山野井 隆君。

[18番 山野井 隆君登壇]

○18番（山野井 隆君） みらい・維新・国民の会、山野井 隆でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。その前に、今年の花火大会は3,000発を増発して開催されて大変にぎわっていたということで、私も自宅からも見える距離ですので、2階から家族と楽しく見させていただきました。本当にありがとうございました。というわけでございまして、今回は公共インフラについて質問をさせていただきます。

たいと思います。

まずは道路整備の重要性について、見解を伺いたいと存じます。道路は人流・物流を担う基本的な機能であり、経済と社会の基盤であります。道路の機能が低下すれば、それらに大きな影響を与えることは言うまでもありません。道路とは将来にわたって維持管理していかなければならない市民の共有財産であります。2014年に閣議決定された国土強靱化基本計画の防災・減災する道路とは生活道路も対象に含まれております。今回は生活道路の維持補修に焦点を当てて質問をしてみたいと思います。まず初めに、市内の生活道路の現状と今後の方針を踏まえた道路補修事業の所見を伺います。

〔18番 山野井 隆君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、山野井議員の御質問に答弁させていただきます。市では現在、総延長約1,000キロメートルの市道を維持管理しておりますが、道路や橋梁などの維持、修繕や改良を行うほか、道路を適切に管理するため、道路境界の協議や占用許可など、数多くの業務を行っております。また、道路は交通機能のほか、電気・ガス・水道など社会生活を支える施設を収容する機能や、災害時には避難経路や火災の延焼も防ぐなど、まちづくりの基盤であり、市民の日常生活にとって重要な公共施設であります。とりて未来創造プラン2024にも重点施策として、快適な生活を支える都市機能の充実を掲げております。快適・安全で利便性が高い町を形成するため、生活道路の改善や排水機能の強化を進めております。しかしながら近年、公共インフラは老朽化が進みまして、今後は大規模な改修等の整備費用の増加も見込まれております。こうしたことから、市ではデジタルイノベーションなどを活用した舗装修繕計画を策定いたしまして、より効率的・効果的な路線ごとの計画修繕を推進しております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 答弁ありがとうございます。今お答えがあったように、この日本のインフラの老朽化の問題、これ大変深刻でありまして。日本の道路総延長128万キロの中で、106万キロが市町村の管轄の道路ということで、大変この事業は大変になってくるなと思っております。また現在、取手市では年間数百件の道路補修要望があります。それをほぼほぼ96%ぐらいの確率で今、迅速に直していただいているというふうに報告を受けております。また、その財源についてなんですけれども、国の補助で用意されているものが幾つかあります。例えば社総交であったり公的債、この活用について今どういう状況か、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 山野井議員の質問に答弁します。現在、公共施設等適正管理推進事業債を活用して修繕等は行わせていただいております。この公共施設等適正管理推進事業債とは、事業費に対し充当率が90%であり、交付税措置が30%でございます。こ

の公共施設等適正管理推進事業債を活用して、令和4年から今まで7,700万円を充当し、舗装の打ち替え等を実施しております。また、国庫補助金につきましては、道路メンテナンス事業補助金を活用し、橋梁や横断歩道橋の点検、修繕計画の策定、修繕の実施など、長寿命化を図ってきております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 適宜活用もされていることが確認できました。それと、これから、桑原の開発だとかが進んでくると、道路の整備というのも当然出てきます。このときに国や県が関わる道路については、相乗りで、その補助金を活用して取手市の市道も直すことができます。このような実績がございましょうか。

○議長（岩澤 信君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） お答えします。取手市のほうとしましては、現在、国道で294号線の拡幅、県道谷田部藤代線、取手東線、守谷藤代線など、茨城県による道路整備を実施しておりますけれども、私ども取手市では相乗りによる工事発注は今実際しておりません。先ほどもちょっと述べさせていただいたんですが、道路メンテナンス事業補助金や公共施設等適正管理推進事業債など、各種補助金事業については、活用するに当たりまして、条件等が設定されております。国の基準による点検結果、こちらのほうに伴って個別修繕計画などを作成して、補助金制度に合致するかなどを見てから、補助のほうの申請等の手続を取らせていただいているところでございます。県道や国道の整備と合わせた補助制度ということで、そういう内容のほうに関しましては、今後調査研究させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。また、ちょっと私の独自の調べではあるんですけども、近隣市町村に比べて、道路補修予算がもうちょっとあったほうがいいなと私は感じています。この道路がどれだけ大事かというのをちょっと、——道路とかインフラですね。この整備が非常に重要だということを幾つか、データを利用して御説明させていただきたいと思っております。資料をお願いします。

〔18番 山野井 隆君資料を示す〕

○18番（山野井 隆君） 資料のほうを御覧いただくと分かりますが、建設後50年以上経過する社会資本の割合が、ここを20年ぐらいでぐっと増えてまいりまして、赤い棒のところはちょうど2040年には、ほぼ38%から75%の公共インフラが50年以上たつということが予測されるわけでありまして。そうしますと、恐らく国民の税負担だけでは、とても追いつかないので、国債の発行だとか地方債の発行で、これ未来投資として、しっかりとやっていかなければならないと思っております。この公共事業が実は減った影響で、いろんな影響が出てまして、例えばこれも国土交通省のホームページから抜き出したものですが、高速道路が途中でつながっていない、いわゆるミッシングリンクというものが、この日本中にたくさんあります。これによって、都市間移動速度、これは5万人以上の人口のある程度の都市の移動速度を表すものなんですけど、この先進国と比べても、日本は時間当たり時速59キロが平均で、他国の国土面積の広い国のほうが移動速度が速い。これま

さにインフラにしっかりお金をかけてこなかったという、これデータで示せます。これは、公共事業の削減と影響ということで、これも内閣府のホームページから抜粋したものでございますが、2001年に大幅なこの公共工事の減少——予算を削ったことによって、特に地方の疲弊が進みました。建設工事の減少——北海道・東北・北関東・北陸・中国・四国で10%以上減少、伴って建設業を営む人口も大きく減りました。これが2001年から2013年までずっと減少し続けて——最近少し増えてきましたけども、2024年においては当初予算で6.8兆円というのが現状でございます。これは道路ではないんですけれども、これは港——港湾の整備、これも公共事業で整備を本当に積極的にやってこなかった結果といわれているものでございます。これも国土交通省ホームページから抜粋したものです。1980年当時は、港湾のコンテナの取扱い数、日本は神戸が4位に入っていました、東京も18位だったんですけども。2022年になりますと、もうほとんど他国が1位から10位、東京は42位ということで。これ今の海運なんですけども、今大型タンカーで接岸するために、港の喫水を深く20メートルぐらい喫水がないと港に入れませんので、今日本の物流は韓国の釜山に一度タンカーが入って、そこから小分けして日本に持ってくるということで、余計な時間とコストを要する、これがインフラ整備をしないことの代償ということで、一つの例として説明させていただきました。あんまり資料出すと、あまり顔が映らないということが最近分かったんで。

〔笑う者あり〕

○18番（山野井 隆君） 今度ワイプで出してもらいたいなと思ったんですけど。それ事務局のほうですかね。そういうことで、公共工事がいかに大事かということを示してまいりました。今後なんですけどれども、こうした国の方針の一つ——まずいとところを参考にして、道路の予算を——補修予算、例えば今、補修は本当に上から貼って——簡易的な補修が多いなと思うんですけど、やはり打ち替えとか路床の打ち替えとかしっかりと予算を取って進めていただきたいと思います。これで私の道路に関する質問を終わります。続きまして、森林環境税のほうに移りたいと思います。森林環境税、森林環境譲与税についての質問でございます。森林環境税とは、令和6年度から個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円を負担するものです。東日本大震災復興基本法の理念に基づき、平成26年から令和5年度の10年間、臨時的に年額1,000円、市500円、県500円の国民負担が終えたところに、名前を変えて登場した税であります。CO2削減を目標とした森林吸収量の確保のため、森林の整備管理に関わる人材育成等を目的として令和元年から市町村に譲与されていたものですが、一律1人1,000円という所得差を考慮しない、逆進性の高い税であることから、SDGs（エスディージーズ）の貧困をなくそうと逆行するという意見も出ています。また、森林面積が少ない都心であっても、人口割で多くの譲与税が配分される結果、有効に使い切ることができずに巨額の基金として積み上げられていることも課題であります。初めに、取手市における、これまでの事業実績を伺います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、山野井議員の御質問に答弁いたします。森林環境

譲与税の使途は、森林環境税法第 34 条において、森林の整備、森林整備を担う人材の育成、森林の公益的機能に関する普及啓発、木材の利用のために用いるものと定められております。そういった規定を踏まえまして、本市での活用実績といたしましては、緑地の整備に加えて、昨年度から実施しております。市内小学生が、みなかみ町を訪問して植林体験等を行う環境教育事業、さらには、ナラ枯れの対応に活用をしております。また、木材の利用という促進の観点から、学校の机や椅子の天板の交換等にも活用してきたところがございます。これまでの活用総額につきましては、見込みを含めまして約 5,100 万円ほどとなっております。これに対しまして、令和 6 年度の見込額を含めた譲与総額は約 5,800 万円ほどとなりますので、譲与額の 87%は既に活用を図ったところがございます。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） ありがとうございます。事業実績、今伺ったんですけども、適正にしっかりと使っていただいている、報道にあるような状況じゃなくて、本当にほっとしております。また取手市には別に緑の基金というのがありまして、この事業を私も一覧を拝見させていただいたんですけども、事業の内容によっては、一部この森林環境譲与税を利用する事業とかぶるところがあるなと思ってるんですけど、その違いがありましたら、端的にお答えいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） 山野井議員の御質問にお答えいたします。環境譲与税基金の活用目的は、先ほど部長から答弁ありましたとおり、主に森林の整備や人材育成、木材の利用促進等とされております。一方で、先ほど御指摘いただいた、みどりの基金、こちらの活用目的は、緑の保全と緑化の推進及び啓発、こちらを図るものとされております。そのため、活用範囲は若干異なってまいります。例えば、先ほどの学校の机・椅子の天板交換、こちらは木材利用促進の観点から森林環境譲与税基金を充てたものでございますが、こちらはみどりの基金の活用の目的に合致するとはなかなか言い難いところがございます。同様に緑の保全の一環として、花壇の管理委託にみどりの基金を活用したことがございますが、こちら森林環境譲与税基金の目的に沿うものではないかなというふうに捉えております。一方では、使途が一部重複する部分もあるということもあります。例えば、先ほどナラ枯れ対応策経費ですとか、6月の補正予算で計上しました大山緑地の擁壁整備工事、こちらにつきましては森林環境譲与税基金を使っておりますけれども、みどりの基金の活用目的から外れるものでもございませんので、どちらでも活用できたかなというふうに考えております。いずれにしましても、結果として双方充当可能な事業があったとしてもその目的が異なりますので、どちらを充当すべきかは事業ごとに判断していくべきかなというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18 番（山野井 隆君） 分かりました。後発的に出てきた税なんで、もともとあるものと重複するのは仕方ないのかなと思っておりますが、負担してるほうとしては、基金が 2 つ—— 2 種類積める状況でありまして、これ要するに、基金だけたまって使って使えな

いというのは、非常にこれはもったいないことだと思いますが、違う部分があるということで分かりました。今後なんですけれども、活用方法について、林野庁に私は確認をしたんですけど、かなりいろんな範囲で解釈によっては使うことができると。ただそれをホームページ上でどういう使い方をしたのかを公表しなくてはいけないということで、使われた市民が納得する使い方を示さなければいけないということもありますので、今後の活用方法について、最後にお尋ねしたいんですけども、さらに御存じない方もいると思いますが、実は県税があります。森林湖沼環境税という県税が1人年額1,000円、県税として今徴収されているので、現在、似通った税が国税と県税に分けて1人年額2,000円徴収されている。先ほど言った、みどりの基金のもあって、何かもう似たようなものが幾つもあって、非常に使う側も納めている側も困惑するということがありますので、これは明確に使い方というのを、しっかりと決めていかなければいけないんですけど、今後の活用方法、こちらをお尋ねします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 山野井議員の御質問に答弁させていただきます。今後の森林環境譲与税の活用方法にということなんですけども、今、財政部長が今までの活用方法を話させていただきました——答弁させていただきました。引き続き、ナラ枯れの被害等の対策の公園緑地整備事業や、公共施設の木質化事業に活用したいと思っております。また普及啓発として、次世代を担う取手市の子どもたちに、友好都市である森林資源の豊かな群馬県みなかみ町の協力を得て、植林体験により地球温暖化の要因となる二酸化炭素を吸収する役割を果たす植林、森林整備と、林業に対する理解と関心を高める森林整備活動と、環境教育事業などで、森林環境譲与税を有効に使っていきたいというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） ありがとうございます。最後と言ったんですけど、もう一個だけ聞かせてください。県税の森林湖沼環境税、これ多分県の事業で使われるんですけど、実際は霞ヶ浦などに使われたときは土浦とか阿見とかが、その恩恵を受けるんですけど、取手市内でこの県税を利用できるケースというのはありますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。森林湖沼環境税は、県に入りまして、県から市には様々な補助事業という形で配られていることがございます。市で活用したことがあるものとしたしましては、身近なみどり推進事業補助金といった形で、やはり緑地の管理とかの経費へ充当できる補助金がございました。あとは合併浄化槽の普及啓——普及に対する、市が自分のほうに出す補助金の財源だったりとかもしております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 分かりました。受益があるということで理解しましたので、ありがとうございます。森林環境税についての質問は以上で終わります。

最後になりますが、国保基金について質問したいと思います。保険料と基金残高の適正化を求めるとい質問ですが。もうこれは議会でも委員会でも何度でも話してきてますこの国保基金のことなんですけれども。決算ベースで、また金額が大きいというふうに聞いてます。改めて今回の補正予算で約10億円を基金に積み立てするとしておりますが、補正後の国保基金はどの程度になりますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康増進部長、彦坂 哲君。

〔健康増進部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの山野井議員の御質問に答弁させていただきます。ただいま御質問にございました補正後の国保基金の残高ですが、42億1,754万6,278円となります。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 答弁ありがとうございます。おかげで議場がざわつきましたので。金額大きいんで、これは期せずして、こういう形になったというのは私も調べて分かっています。資料のほうお願いします。

〔18番 山野井 隆君資料を示す〕

○18番（山野井 隆君） ちょっとこれを機会に、この社会保障制度というのはどういうふうにできてるのかというのを皆さんにちょっと知っていただきたいですし、私も今勉強中なんですけども。この社会保障って、いろんな保険の加入してる保険で支え合っ出来ているわけでございます。協会けんぽとか組合健保の場合は、保険料だけでほぼほぼ給付を賄っていて、今、給付が多い分を、例えば協会けんぽ、組合健保、市町村国保、この給付のボリュームの多いところに振り分けられるんですね。最も多いのがこの給付が多い後期高齢者の15.3兆円なんですけど、これが一番、公費7.7兆円入れても足りない、保険料が1.3兆円——ですか、これでもう全く足りないということで、協会けんぽ、組合健保、市町村国保からも後期高齢者のほうに補助をしながら支え合っている、こういう仕組みでございます。ところが、取手市の市町村国保会計は、決算、歳入・歳出を見ますと、116億円【「116億円」を「112億円」に発言訂正】の歳入・歳出に対して給付が70億円しかないということで、そのうち残額を県に25億円支払う。納付している。それで11億円ぐらい余っちゃうという、このまさにこの市町村国保は逆計算になってるような状態でございます。これを実はシミュレーションで——もう前の話は、これはもう責めませんけども、シミュレーションでは令和8年度には基金は尽きるというシミュレーションは、私どもは見せていただいているんですけど、全く外れましたよね。外れたときの話も私は予告しておりました。ですから、もうここはどう生かしていくかになるんです。保険料も市町村で設定できるんですね、幾ら幾らって。ただ、県が保険料を統一した場合、できなくなります。そうすると還元策も——保険料で還元策できなくなるんですけど、この辺はどのように対応していくおつもりなのか、お尋ねします。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） それでは、お答えさせていただきます。議員おっしゃるように、県内保険税率の完全統一が図られた後、この国保基金についてどのような形で活用していくのかという内容の御質疑だと思います。今現在、国県より正式な見解が示されておきませんので、明確にお答えすることはできませんが、少なくとも現状の保険税率を据え置くこと及び市独自の減免措置に国保基金を活用することはできなくなると思われます。したがって、県内保険税率の完全統一化が図られた後につきましても、基本的には各市町村が設置しております国保基金条例に基づいて運用されていくものと考えている一方、国や県主導による国保基金の設置条例の改正を必要とするとも考えられます。したがって、本市の国保基金条例において運用が引き続き可能な場合でお答えさせていただきますと、主に被保険者の還元策としては、保健事業に充てる場合の活用を検討するという事になるかと思うんですが、他の活用方法についても、今後調査研究してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） これ残高があるのは、ある種の見方では安心できるということもあると思うんですけど、一方、自由に使ったおかげで、不測の事態、例えばまた違う感染症が蔓延して、一気に10億円ぐらいの給付が出たとき、どうしようかということはあると思うんですよ。ただ、そのとき誰が責任取るんだと必ずそういう話になるんですけど、逆に不必要に納め過ぎたものを返せない制度になっているわけですよ。それも責任取らなきゃならないと私は思ってますので、例えば個人事業主で200万円ぐらいの所得しかない人が、年間30万円保険料を支払う。使われずに数十億円積み上がっているという、これは私は——これはこれで私は責任だと思ってまして、これは取手市の責任だけではないと思うんです。制度の問題があると思いますので、例えばなんですけども、使い方、例えば今、条例を見ますと、基金条例を見ますと、場合によっては処分することができるんですね。処分後は、保健事業にしか使えないのかどうかも含めて、条例の改正も含めて考える人が出てきたなって今見えています。当面、そんな派手なことはなかなかできないと思いますので、まずはその2026年度から始まる子ども・子育て支援金、あれを例えば1人500円、所得によって1,000円以上払う、2,000円払う人も出てくるんですけど、こういったところに充ててショックを和らげる、激変緩和するというのは、私は一つの手だと思います。先ほど見せたようにこれ受益者と負担者、これ保険入っている人はほぼみんな負担していますから、不公平というのは割と出づらいなと思ってるんですが、この辺いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 国保年金課長、関口勝己君。

○国保年金課長（関口勝己君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。議員おっしゃるとおり、令和8年度から保険税が——子育て支援金の援助策として新たな保険税が課されるわけですが、今の現行保険制度に準ずる形で、均等割・所得割のほうを組み合わせた賦課方法にすると、国のほうは言っております。その際、所得割については、低所得者に配慮した軽減措置または均等割額については、18歳以下の支援金の均等割額の全額免除措置を講じるとしておりますので、今後も子ども・子育て支援金の詳細については令

和7年度に政令のほうで定めるとしておりますので、その辺の軽減策を見据えた上で、御質問の内容については調査研究のほうをしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩澤 信君） 山野井 隆君。

○18番（山野井 隆君） 国の予算を見ても、3分の1が社会保障だということで、ただ現役世代の負担もぎりぎり、賃上げしても間に合わない。もうとにかく税金を払うのが多過ぎると。先ほどの公共事業の話もしましたが、車の税金も相当ですよ。ガソリンなんか1,000円入れたら400円が税金ですから、その中で道路をきちんと直してほしいよねというのがあると思うんですよ。これグローバリズムになるんですけど、全世界で今インフラを必要としている人が、例えば電気・道路それからインターネット含めると三、四十億人いるということで、現代版のフランクリンルーズベルトのニューディール政策をもう一度やって、公共事業で市民・国民の所得を増やしてという考えを、実はアメリカのほうでインフラ投資雇用法案、2021年にこれが成立しまして、インフラ整備で国力を高めるんだ、競争力を高めるんだ、そして防災・減災に努めるんだというのを世界中でもうたわれ始めているので、ここは取手市も——国は本当に消極的だとしか言わざるを得ないので、もうぜひ取手市版のニューディール政策を含めて、とにかく市民の所得を上げる方向でちょっと考えて、全体で協議していただきたいと思っています。またこの話したくないですけど県民所得、多分現役世代が少ないからなんですけども、二、三百万円切ってますから、やっぱりこういう支払い、働く人のとにかく所得を上げるために余分な支払いをさせないアイデアを中村市長を中心に考えていただければいいのかなと思っています。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、山野井 隆君の質問を終わります。

続いて、小堤 修君。

○7番（小堤 修君） 創和会 小堤 修でございます。9月1日は防災の日でした。台風10号は今までにない迷走した台風で、亜熱帯型の雨の降り方でした。これも地球温暖化が影響しているのではないかと思います。今回の台風でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた方々が一日も早く元通りの生活となりますよう、ご祈念申し上げます。そして、今月は——今月16日は敬老の日です。先人たちが一生懸命働いてきてくれたからこそ、今日の日本があるわけで、今、私たちがこうして平和に暮らせるのも、高齢者の皆さんの御苦勞があつてこそであり、私たちは高齢者の皆さんに恩返ししなければなりません。ということで、今回は私の選挙公約である6つの推進のうち、6月に引き続き、第2番目の高齢化対策の推進について、行政の現況や今後の展望について質問したいと思います。資料を使うため、質問席に移動します。

〔7番 小堤 修君質問席に着席〕

○7番（小堤 修君） 資料を出します。スクリーン見てください。

〔7番 小堤 修君資料を示す〕

○7番（小堤 修君） これは茨城県のホームページに、今年の7月1日現在ということで、高齢化率が自治体別に並んでたんですが、私がこれワースト順に並べてみました。こういったところ、1番は太子町で50.4%でした。見ていきますと、取手市は17番目です

か。銚田市と同じように17番目で35.2%と高齢化率が進んでいます。この黄色い枠のところは、近隣の市町村ということで、守谷市は、つくば市が1番低くて20%、守谷市が24.5%、その中でつくばみらい27.2%、そういう感じです。この緑の順位のところは同じ35.2%とか27.7%が同順位のものを示しております。このような形で取手市の人口は令和22年には7万8,365人と予想されています。そして、高齢化率も令和22年には43.1%となるような形となっております。それでは、公約のサブタイトルがある人生100年到来、福祉の充実、つまり福祉施設や介護の充実などについて、まず高齢者が利用する施設事業所等の現況について、私が作成した表を次見ていただきたいと思います。

〔12番 小堤 修君資料を示す〕

○12番（小堤 修君） これですけれども、この一覧表ですが、入所系で、こういうふうに施設サービス、地域密着サービス、短期間の宿泊サービスとかあります。あと通所系、デイサービスとか、あと訪問系では訪問介護とか、こういうふうないろいろな老人福祉施設があります。それでは、高齢者が利用する施設事業所の現況ということで、市内にどのようなものがあるか、どれぐらいあるかについて、お聞きします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、小堤議員の御質問に答弁させていただきます。高齢者が利用する市内の施設、事業所の現況について、答弁させていただきます。令和6年8月現在、取手市内で介護保険の指定を受けている主な入所施設について説明させていただきます。特別養護老人ホームが7施設、介護老人保健施設が4施設、介護医療院が1施設、認知症対応型共同生活介護——こちらグループホームと呼ばれていますが、こちらが7施設整備されております。また、介護保険施設ではありませんが、高齢者の住まいがあります。住居型有料老人ホームが14施設、サービスつき高齢者向け住宅が11施設、こちらは都道府県への設置届出が必要であり、茨城県に届出されているものを確認しております。そのほか、通所介護や訪問介護の事業所につきましては、許認可の権限が茨城県となります。市は県からの情報を確認しながら、市内の事業所の現況を確認しているところであります。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。介護保険の指定を受けている入所施設だけでも、取手市にいろいろたくさんあるということが分かりました。では、高齢者の増加、施設等の増加は、これからもそういう傾向にあることは明白です。このような状況において、介護する側の人数が足りていない傾向にあります。介護職員等の人材不足に対し、取手市としてできることは何でしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） 答弁いたします。それでは、今後、介護人材確保のために取手市が予定しております取組について、御説明させていただきます。介護の現場では

介護助手という働き方があります。介護助手とは介護専門職の助手や補助として、介護現場をサポートする存在でありまして、施設内の清掃、リネンの交換、食事の準備・片づけ、利用者のお話し相手、送迎のドライバーなど、直接体に触れないお仕事をされる職でございます。茨城県内では県社協とNPO法人が共同しまして、地域に介護助手を普及させる取組、「ちいすけイバラキ」という取組を行っております。「ちいすけ」とは、介護助手さんを地域の助っ人——略して「ちいすけ」という愛称で呼び、地域の方を対象に介護助手養成講座を開いて、講座終了後には多様な働く場である地元の介護事業者と橋渡しを行いまして、地元の事業所で働いていただく取組でございます。高齢福祉課では茨城県社協と連携しまして、今年11月にこの「ちいすけイバラキ」の養成講座を市内で開講いたします。市内の介護の分野に興味のある方、また地域のために何かできないかという思いのある方々、社会参加の機会、就労の場の提供、地域貢献への思いの実現のきっかけとなること、また取手市内で介護助手を必要としております各事業所への一助となることを期待して、準備を進めておるところでございます。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○7番（小堤 修君） ありがとうございます。地域の助っ人「ちいすけイバラキ」と言うんですか、これ。この取組で、介護助手を普及させようということですが、そしてまたそれ、養成講座をやるということで、これいいことなんだなというふうに思います。何でもそうですけれども、現状の問題を打開するのが最優先です。それには基本となる計画などがなくてはなりません。そこで、ちょっと資料を見ていただきたいんですが。

[7番 小堤 修君資料を示す]

○7番（小堤 修君） こちら、これは取手市の計画でとりで未来創造プラン2024があって、そして第4期取手市地域福祉計画、そして第三次地域福祉活動計画、これは社協のほうであるんですけど、こういうのがあります。その下に、第10期取手市高齢者福祉計画、第9期取手市介護保険事業計画というのがあります。また、第2期取手市成年後見制度利用促進基本計画というのもあります。これだと、私のこの計画と私の高齢対策の推進ということで、高齢化対策推進ということで、人生100年到来ということで、1、高齢者の増加に伴う福祉施設の容量拡大、介護者の増員、医療現場と医療費のバランス、医療機関にかからない丈夫な身体づくり、運動と認知予防の充実、ひとり暮らし高齢者とコミュニティー強化、見守り支え合い体制の連携強化というふうに私も挙げていました。そういうところがどういうふうに絡んでいくかというところを、お聞きしたいと思います。では、お聞きします。高齢者に関する各計画の関連性、関係性についてです。第4期取手市地域福祉計画と、第三次地域福祉活動計画の関係性・関連性についてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） お答えします。まず今ご説明いただきました取手市地域福祉計画、こちらですが、この計画は社会福祉法の第107条において、市町村の努力義務として策定が定められている市町村地域福祉計画となります。その内容は、地域の福祉の推進のために、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に共通して取り組むべき点などを一体的に定める内容となっております。当市でいえば、社会福祉課・高齢

福祉課・障害福祉課・子育て支援課といった福祉部の各課が取り扱う分野の自助・共助・公助を含む地域における福祉を総括して方向づける市の福祉部門の上位計画といえます。次に地域福祉活動計画ですが、こちらは同じく社会福祉法第109条において定められている社会福祉協議会がその事業計画として策定するものです。第三次地域福祉活動計画は、社会福祉法人取手市社会福祉協議会が今年度策定したものです。考え方や取組を示しまして、社協に参画する住民・ボランティア団体・民間団体、そのほか各種組織が協働で取り組む活動を支援するもので、行政の計画である地域福祉計画とは車の車輪のように密接に連携していくものとなります。地域福祉計画、地域福祉活動計画、それぞれの計画において、高齢化が進行する中で、高齢者の見守りの必要性、認知症高齢者の増加、権利擁護の必要性などを取り上げているところです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。この地域福祉計画は、高齢者の福祉だけでなく地域における福祉を総括したもので、そして地域福祉活動計画というのは、住民やボランティア団体、民間団体などが協働して取り組む活動であり、両計画は車の両輪ですか、というようなことが分かりました。それでは次に、県には第9期茨城高齢者プラン21があります。この計画と連動した形をとっているかと思いますが、第4期取手市地域福祉計画と、第10期取手市高齢者福祉計画、第9期取手市介護保険事業計画についてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。第4期取手市地域福祉計画と第10期高齢者福祉、第9期介護保険事業計画の関係ということで御質問でございました。地域——先ほど福祉部長申し上げましたが、地域福祉計画が社会福祉法の定めに基づき、地域の福祉の理念を市の立場から計画するものであるのに対しまして、高齢者福祉計画、介護保険事業計画は、それぞれ老人福祉法、介護保険法という個別の法令の定めに基づきまして、3年に1度、市町村が高齢者に対する福祉の具体的方策、また介護保険制度の保険者が介護保険運営の具体的な計画として作成するものでございます。上位計画であります地域福祉計画に定められた理念に沿って、高齢者向けサービス、また介護保険の運営をどのように行っていくのかを定めた具体的な実行計画となっております。それぞれの根拠法において、2つの計画は地域福祉計画と調和を保たなければいけないものであると定められておりますので、その点は密接な関係を持って、それぞれ定められております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。それぞれの計画の根拠というのは、法律が違うのと、そしてこの第10期・第9期計画は上位計画である地域福祉計画の理念に沿って高齢者向けサービスや介護保険運営をどう行うという具体的な計画だということが分かりました。それでは次に、この計画の関連性・関係性については分かりましたが、この第10期取手市高齢者福祉計画、第9期取手市介護保険事業計画には、高齢者を取り巻く課題があると載っています。ちょっと資料を見てください。

[12番 小堤 修君資料を示す]

○12番（小堤 修君） この高齢者を取り巻く主な課題ということで、高齢者の不安や心配を軽減し、生活の質の向上を図る観点から、取手市が重点的に取り組むべき重要な課題ということで、8つあります。1、健康づくり介護予防の充実、2、生きがいづくりと生涯活躍の場づくり、3、地域における支援体制の充実、4、包括的な相談支援体制の充実、5、認知症施策の充実、6、在宅医療介護の連携の充実、7、家族介護者支援の充実、8、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保対策というふうにあります。これはこの計画の中から、高齢者アンケートの結果で課題が八つ挙げられたということです。ということで、いろいろな課題があるということが分かりました。そして、課題があるということはいろいろな施策をなければなりません。では、高齢者のタイプ別施策についてお聞きします。まず、独り暮らし高齢者に向けての対策は、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） 答弁いたします。独り暮らし高齢者に向けての施策ということでの御質問でございます。令和2年の国勢調査によりますと、取手市の65歳以上単身者数の独り暮らし高齢者は6,129世帯となっております。お独り暮らし高齢者に向けた施策となりますと、まず訪問による見守りが挙げられます。当市では市内の民生委員に依頼する形で、自宅でお一人で生活されている高齢者に対する訪問、また緊急時の対応のための高齢者台帳の作成を依頼しております。市に独り暮らし高齢者として台帳登録いただく御案内を行っていただいております。令和6年4月現在、4,977の方が独り暮らし高齢者として市に情報提供いただいております。これまで民生委員の訪問は、65歳以上——高齢者を65歳以上としておりますので、その年齢で自宅で単身生活を送られている方を対象にしてきました。高齢者が増加している現状を受けまして、今年度より訪問の対象を70歳以上と引き上げさせていただきました。これは民生委員さんとの協議の上で、65歳以上を70歳以上ということで見直しをさせていただいたところでございます。なお、訪問対象から外れました65歳から70歳の間の年齢の方も、台帳の登録対象として御希望・御相談があれば、緊急連絡先の情報の把握、台帳の作成、こちらを受けているところでございます。各民生委員にも、訪問対象でなくても、御相談があった際には、台帳の作成をしていく——案内してくださいということでお願いしたいところでございます。また市のほうは、独自の高齢者サービスとしまして、見守りを目的としました緊急通報システム事業、愛の定期便事業、生活支援型配食サービス事業を行っております。これらのサービスの周知をホームページ、介護保険のパンフレット、また民生委員の高齢者訪問時、居宅介護支援事業所、ケアマネジャーさんにも情報提供しまして、広くご利用者や御家族に届くように御案内したところでございます。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。登録している独り暮らしの高齢者というのは約5,000人ぐらいいらっしゃるということですがけれども、以前65歳から70歳の高齢者、もう今は元気なので新聞に載ってたんですけれども、高齢者を70歳以上に引き上げたらどうかというのがありました。また午前中、久保田議員の答弁にもありましたけど、今、秋山課長がおっしゃられました緊急通報とか配食サービス、あと乳酸菌飲料のお

届けと、こういういろいろな事業がありまして、これらを大いに活用していただきたいと思います。では次に、要介護になってしまった人への施策は、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。介護が必要になった場合の施策として、まず最初に挙げられるのは、やはり介護保険制度の利用だと思います。介護保険の利用運営状況についてお話しさせていただきますと、令和5年度末現在で、取手市の介護保険の第1号被保険者、要支援・要介護の認定を受けている人数は5,720人でございます。同時点の1号被保険者が約3万6,000人ですので、市内の高齢者の約16%、6人に1人が要介護認定・要支援認定を受けているということになっております。令和4年度末の同じ時期から1年間で、前年度比で8.7%ほど増えております。要介護度別に見ますと、全ての要介護度で認定取得者が増えておりますが、特に要支援1、要支援2、要介護1という比較的軽度軽度の要介護度区分の認定者が顕著に1年間で増えております。介護保険特別会計の決算におきましても、保険給付費の推移を見ますと、令和4年度の給付費が約79億円、令和5年度については約82億円と約3.6%アップしております。1年間で認定取得者が8%、給付費が3%増加している状況に対しまして、当市でも持続的な介護保険運営のために、令和6年度から65歳以上の介護保険料の基準を改正しまして、比較的高所得層の方には、これまで以上の御負担をいただくなど、見直しをしたところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。要介護認定者が増えている傾向は、団塊の世代の人たちが後期高齢者になってきたことも要因していると思われまいます。それと同時に保険給付費も増えてくることも分かりました。ありがとうございます。それでは次ですけれども、9月1日の広報とりでの1面・2面なんですが——出しますね。

[12番 小堤 修君資料を示す]

○12番（小堤 修君） ここに特集で認知症についてあります。先ほど午前中もこの資料が出たかと思うんですけど、認知症を正しく理解するとか、認知症は早く気づくことが大切である、あと認知症の主な初期症状なども出ています。それで、これが1ページ目ですけど、2ページ目には、市の取組ということで、午前中もあったかと思うんですけど、オレンジカフェ、あと認知症サポート養成とか、いろいろこういう取組を市も行っているということと同時に、地域包括支援センターにも相談して、それでこう地域ごとに見守りをしたりして、高齢者を見ていきたいと思いますということが、広報とりでに載っています。では、認知症の対策については、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） それでは、認知症について施策を御説明いたします。認知症は誰にでも起こりうる脳の病気でございます。取手市においては今後、後期高齢者が増加する中で認知症の恐れのある高齢者も増加が——増えていくことが予想されていると捉えております。今年1月に認知症に関する新しい法律、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されまして、毎年9月が認知症月間と定められました。国民は認知

症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めることとなっております。当市でも、先ほどお示しいただきました広報とりで9月1日号において、認知症に関する特集を掲載するとともに、各図書館で認知症に関する図書コーナーの設置、また今月末には、JRの駅の市民ギャラリーにおいて、認知症の人が制作した作品の展示など、毎年恒例で行っておりますが、こういった取組を本年度も行い、認知症の正しい理解を啓発する取組を予定しております。また認知症サポーター養成講座ですが、年間を通して行っているところでございますが、今週、市内の中学校において、2年生300人を対象に講座を開講する予定でおります。引き続きこういった取組を行っていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○7番（小堤 修君） ありがとうございます。9月は認知症月間だということで、それで認知症の方と共に生きる共生社会の現実に努める——努めようという法律も出来たわけですがけれども、それではお聞きしますけど、認知症にもいろいろな症状があると思いますが、時折、防災行政無線で行方不明車のお知らせが流れます。徘徊についてはどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。今の議員からお話がありました徘徊、これは認知症の症状としまして具体的なものでございます。認知症が進行しますと徘徊の症状が出る恐れがあります。結果、外出先で行方不明となってしまったり、離れた場所で保護されたものの、その方の身元が分からないということで、なかなかその保護が難しいということが事例としては聞いております。取手市ではこのような徘徊症状の恐れのある方に対して、登録番号が入ったキーホルダー・ステッカー、こういったものを配付しております。外出する際の身の回りのもの——靴ですとか身の回りのものに貼っていただくというようなお取組をしております。外出先で具合が悪くなってしまうたり、御自分で身元が言えなかったりということで、保護された際に自分の身元は言えなくても、取手市ですとか地域包括支援センターに登録番号を紹介いただくことで、その方がどなたなのかということで身元が明らかになり、速やかな対応を進めることができる、こういった取組を行っております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。この登録番号が入ったキーホルダーとかステッカー、これを配付しているのは非常に助かると思います。結構遠くまで歩いていっちゃって、全然違う取手市から守谷とか水海道とか——常総市ですか、そっちのほうまで行ったなんていう話も聞いたことがありますので、こういうのは助かるし大事なことだと思います。では、この認知症が進んでしまった場合の成年後見制度について、この利用者数と利用促進方策などがありましたら教えてください。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） 成年後見制度ということで御質問いただきました。認知症の進行で金銭や財産の管理ができなくなることがございます。このような物事の判断を

する能力が十分でない方の権利や財産を法的に保護し、御本人の意思を尊重した支援が行う制度が成年後見制度となります。成年後見制度ですが、令和5年12月現在、全国で約25万人、茨城県内で約3,500人、取手市内では169人がこの制度を利用していらっしゃいます。利用には、後見開始の審判の申立てを家庭裁判所にすることが必要ですが、親族等による申立てが期待できない高齢者については、老人福祉法などにより市長が申立てをすることができます。引き続き各高齢者の状況を適切に把握しながら、必要と思われる方については、適切な対応をしていきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。この成年後見制度、認知症の方が増えてくるこれからの社会、必要な制度だと思います。ぜひ適切な運営をお願いしたいと思います。これまではいろいろな施策がある中でほんの一部を紹介していただきましたが、では何といても独り暮らし高齢者が心配です。午前中、久保田議員からも独り暮らし高齢者の支援について質問がありました。私も独り暮らし高齢者とのコミュニティー強化についてぜひ考えてみたいと思いますが、これについて特化してお伺いしたいと思います。まず、地域包括システムを含む見守り支え合い体制の連携強化について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） お答えします。今、議員のほうからお話のありました地域包括システムのこちらの大きな柱となるのが、市内5か所にある地域包括支援センターとなります。高齢者の総合相談に加えまして、担当地区の高齢者への訪問活動を行っております。そういった中で、住民主体で支え合い活動を始めた皆さんとの協働も行っております。先ほどの久保田議員の御質問のほうからありました、昨年被害がありました双葉地区でのそういった取組も立ち上がったところでございます。それ以外でも、それぞれの地域で自主的な活動として、サロンやオレンジカフェなど、場所づくりを行ってくださっている地域が多くあります。こういった活動が、行政が行う見守りだけではなく、地域で見守る体制づくり、こういったことを行うことは非常に重要なことであり、行政としてもありがたいことだと感じております。また、これまで市では、高齢者の見守りについて、郵便局やコンビニエンスストアなどと個別に相対に協定を受けて——締結して行ってまいりました。今年度新たな取組としまして、高齢者の見守りに関するネットワークを構築し、様々な主体にネットワークに参加いただき、みんなで高齢者を見守ろうという取組を開始いたします。現在、事業の要綱などを精査しており、年度内にはそのキックオフを開始したいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。行政の見守り、そして地域の見守りも大切です。そしてまた、この郵便局やコンビニの個別の見守りも大切ですが、そのほかにも、今、部長おっしゃいましたように、見守りのネットワークに様々な主体が参加して取り組むことは大事だと思います。ぜひよろしくお伺いいたします。次に、高齢者同士のコミュニケーションについてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齡福祉課長（秋山和也君） では、高齡者同士ということで、コミュニケーションを深める場づくりについてお答えいたします。今、福祉部長のほうで答弁いたしましたサロンそれからお休み処、こういったものもコミュニケーションの場の一つとなっております。そのほかの例としましては、高齡者クラブ、——高齡者クラブ、昔、老人クラブと呼ばれてまして、現在市内には27のクラブが活動していらっしやいます。地域の高齡者の健康づくり、また地域への奉仕活動などにそれぞれ取り組まれているところでございます。この27のクラブが取手市高齡者クラブ連合会を組織しておりまして、この連合会はペタンク・グランドゴルフ・輪投げわなげなどの主催事業や、ねんりんスポーツ大会への参加など、こういったことを行っております。また広報紙としまして、取高連という——取手市高齡者クラブ連合会、略して取高連という広報紙を発行して、活動の励みにしてるところでございます。また、そのほかに老人福祉センターでのサークル活動についてもお話しさせていただきます。高齡福祉課では高齡者の福祉増進のために、老人福祉センターあけぼの、老人福祉センターさくら荘、かたらいの郷などといった施設を所管しております。特に老人福祉センターあけぼのとさくら荘については、高齡者の皆さんが日頃より様々なサークル活動を活発に行っていて——いらっしやっております。今月9月16日、先ほど議員おっしゃったとおり敬老の日になりますが、14日から16日の3連休については老人福祉センターは敬老まつり、開催予定でございます。日頃のサークル活動にいそしんでいらっしやる皆様が、日頃の成果の作品を展示したり、芸能発表したり、またさくら荘では、大浴場のお湯がみなかみ町の温泉のお湯にしたりということで趣向を凝らした3日間としております。このように各地の高齡者クラブ、また老人福祉センターの取組も、高齡者同士のコミュニケーションの場として機能していると考えております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○7番（小堤 修君） ありがとうございます。この高齡者クラブというのが27もあるというのは私も知りませんでしたけれども、同じ年代同士の活動というのは、お互いに元気も出てくるのではないかなというふうに思います。また、あけぼのやさくら荘、かたらいの郷を利用するというのも一つだと思います。さくら荘ですか、お風呂——みなかみの風呂に入る——まだちょっと高齡者まで、あと2年あるんですけど、私とかも入れるんでしょうか。——大丈夫ですか。ぜひ行ってみたいと思います。外に出て活動を広げることが、コミュニケーションを高め、生きる活力になると思います。それでは、ここで一旦、高齡福祉課とお別れしまして、今ありましたように、外に出ようにも、その〇〇〇〇〇〇もいらっしやいます。それでは、お聞きします。このコミバスルート以外に住んでいる自動車運転免許証返納者と移動については、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、お答えさせていただきます。全国的な少子高齡化の進展の中で、取手市におきましても住宅団地や集落の中で高齡化が進み、運転免許の返納あるいは身体的な理由などで自家用車の運転ができなくなり、移動にお困りの高齡者が増えてきていることなどから、高齡者に対する移動手段の確保が大きな課題となって

いると認識しております。現状、高齢者等の移動手段として、鉄道・路線バス・タクシーなどの民間の公共交通に加えまして、市内7ルートを設定してコミュニティバスを運行し、交通利便性の向上に努めているところではございますが、地理的な要因などによってバスを走らせられないエリアがあったり、また昨今の運転手不足の問題や財政状況などもございまして、今後コミュニティバスのカバーエリアを広げていくことは難しいものと考えております。そういった状況の中で、既に御案内のとおり、今年度と来年度の2か年にわたって、市内公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画の策定を進めていくこととしております。地域公共交通計画では、市にとって望ましい公共交通の在り方を検討し、市内全域の交通利便性を維持・向上させ、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを構築することを目的としており、計画策定の中で既存の交通機関の連携強化と役割分担の明確化を図りながら、取手市に合った新しい移動サービスの導入なども視野に入れて、将来にわたる高齢者等の移動手段の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。いろいろな問題があり、なかなか難しい面もあると思いますけれども、この地域公共交通計画、これが作成されることで画期的に高齢者の環境が変わることを私は期待いたしたいと思っております。それでは、その計画の現在の進捗状況分かりましたら教えてください。

○議長（岩澤 信君） 都市計画課長、大久保益雄君。

○都市計画課長（大久保益雄君） お答えいたします。計画の策定には現在取りかかっているところですが、進捗状況と今後の予定について御説明させていただきます。まず進捗としましては、8月19日に開催した地域公共交通会議において、委員の皆様から計画策定の目的やスケジュール等について御承認いただきました。そのほか、市民の移動実態やニーズを把握するためのアンケートの設問に対してのご意見等いただきまして、調査開始の準備を整えたところでございます。また、それと並行しまして、取手市の公共交通の現状を把握するため、各公共交通の実績例などのデータ、国勢調査などの企業調査、立地適正化計画などの上位計画について整理しているところでございます。今後の予定としましては、今月上旬頃には郵送によるアンケート調査を開始、さらに調査員がバス停で調査票に沿って、利用者に聞き取りを行う形式で、コミュニティバスの利用者アンケート調査を開始したいと考えております。また、関係団体としまして、交通事業者のほか従業員や利用者など、無料に送迎サービスを行っている企業や病院、また、移送サービスなどを行っている福祉団体に対してヒアリング調査も行いたいと考えております。さらには、交通に課題が生じている住宅団地や集落、こういった自治会等に関しても、移動の実態やニーズを確認するなどの調査を順次、実施していくことを予定しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 分かりました。各方面からアンケートやヒアリングを行って、そして高齢者の増加もそうですけれども、広い意味での公共交通の効果的な方策が推進で

きるよう、早期の計画樹立をお願いしたいところです。ありがとうございました。

それでは、また戻りますが、やはりこの高齢者で一番心配なのは孤独死です。高齢者の孤独死に対する取手市の対応について、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） お答えいたします。孤独死ということでございます。いわゆる孤独死は一般的に、自宅において誰からもみとられることなくお亡くなりになることとされております。先週8月30日の警察庁の発表によりますと、令和6年の上半期、1月から6月の6か月間で、警察取扱い主体のうち、自宅において死亡された独り暮らし高齢者の件数は、全国で約2万8,000人、茨城県内では583人ということでした。孤独死を防ぐために、市では、先ほどもお話ししました愛の定期便配食サービス、こういった見守り事業を行うと並行しまして、緊急通報システム設置などの緊急時の対応支援を行っておるところでございます。しかし残念なことに御自宅で人知れず亡くなるケースというのは発生してまいります。孤独死が発生した際には、御近所の方ですとか、配達事業者さん、新聞店さんなどからの異変を感じた情報を基に、速やかに確認し発見する取組が必要と考えております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございました。身寄りのない独身の高齢者、また伴侶を亡くされた高齢者、あとは親族が近くにいない独り暮らしの高齢者に対する声かけとか働きかけなどいろいろあらゆる方法があると思いますので、それらをよく考えて実践していかなければならないのかなというふうに思います。

それでは次に、高齢者の健康な体づくりについてです。最近いろいろなところで読み聞きするのですが、私もそうかもしれないと思うことがあるんですけど、それは、70歳を超えて健康な人と病気がちな人の2つに分かれるということです。できれば私も健康なほうに入りたいところなんですけれども、広報とりで、ちょっと資料出します。

[7番 小堤 修君資料を示す]

○7番（小堤 修君） ここでも健康な人にシルバーリハビリ体操ということで、これはこの講師——指導士になりませんかということですが、こういうふうに高齢者の方が健康を維持するためにこういう体操をするということが8月15日の広報の1面に載っております。では、医療機関に頼らない丈夫な体づくりということでは、何が必要なのでしょうか。まず、丈夫な体づくりに、取手市はどのように取り組んでいるのかお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 健康増進部長、彦坂 哲君。

[健康増進部長 彦坂 哲君登壇]

○健康増進部長（彦坂 哲君） ただいまの小堤議員の御質問に答弁いたします。取手市におきましては、高齢者の健康寿命延伸を目指し、介護予防及び認知症予防も含めて多岐にわたる取組を推進しております。丈夫な体づくりとして、介護予防の具体的な取組といたしましては、ただいまも御紹介いただきましたシルバーリハビリ体操やチューブ体操といった体操を市内の公民館や集会所など約70か所以上で開催し、高齢者の体力維持向上

を図っております。シルバーリハビリ体操につきましては、市内 57 か所で開催しております。年間で延べ 1 万 3,500 人以上の方に御参加いただいております。ボランティアでやっただいてる指導士の方は 113 人の方が活動されております。中には年間 200 日を超えて活動をしていただいている方もいらっしゃるというふうに聞いております。チューブ体操ですが、こちらは市内 19 か所で開催しております。年間で延べ 5,500 人以上の方々が参加しております。こちらにも指導者の方は 64 人いらっしゃいます。指導者のほとんどが高齢者となっておりますが、御自身の健康増進はもとより、体操指導者としての生きがいややりがいを持って活動していただいております。地域コミュニティの活性化、こういったものにもつながっていると感じております。以上です。

〔健康増進部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。丈夫な体づくりというのは認知症予防にもつながるわけで、シルバーリハビリ体操は市内 57 か所でやって 1 万 3,500 人も参加しているということことですが、そのほかにもチューブ体操もありますので、これをさらにもっと普及させていっていただきたいと思います。そしてまた午前中、岡口議員の質問で紹介されましたばらき元気アップ！リ、これも活用していきたいなというふうに思います。

〔12 番 小堤 修君資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） ここでちょっと見ていただきたいんですが、これは私の知っている方なんですけれども、77 歳で毎日のテニス大会で優勝したと、シニアのほうで優勝して、それでお 2 人とも取手市内に住んでるんですが、中村市長が表敬訪問したということで、このように、もう痛いところがないという話でした。肩も腰も全く痛くないということで、腕を見ると分かるように物すごく日に焼けて、本当に元気はつらつという高齢者なんですけれども、こういうふうに、私たちもこう元気を出していきたいなというところがございます。次に元気な高齢者に向けて、認知予防に関する施策の一つで、久保田議員の答弁にもありました、回想法スクールですか、これありましたけど、これ、思い出すことは、この脳の活性化によいとされているようで、私も 1 日前のことを時系列で思い出すように心がけているんですが、結構難しいです。時系列だと。ばらばらなら何となく分かるんですけれども、こういうことは、認知予防に大事なんだなというふうに思います。では、介護予防サービスに関して、市民にどのように周知し利用されているか、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 健康づくり推進課長、香取美弥さん。

○健康づくり推進課長（香取美弥君） 小堤議員の御質問に答弁させていただきます。取手市で実施しているこれらのサービスの事業なんですけれども、市の広報紙やホームページで周知をいたしております。また、地域の活動の場所で広く周知しており、指導士の方との連携で、利用者の方の利用の促進というものも図っております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。そういうこともあるんですけど、あ

ともう一つ質問忘れてましたけれども、元気な高齢者に向けての認知症予防に関する施策というのは何かありますでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康づくり推進課長、香取美弥さん。

○健康づくり推進課長（香取美弥君） お答えさせていただきます。先ほども議員からも御紹介ありました、認知症予防についての具体的な取組ということでは、午前中の久保田議員の御質問にもありましたように、回想法スクールというものを前期後期、各13回コースで開催しております。こちらは専門家による講話やおしゃべりなど、脳の活性化を図るための委託事業ということで実施しております。認知機能の維持や向上のための取組として行っております。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。いろいろなやり方、方策があると思うんですけども、ではこの介護状態になるのを予防し、お医者さんにもかからない丈夫な体を維持できるよう、高齢者の健康寿命、これを伸ばすための施策や計画、そして今後の展望などありましたら、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 健康づくり推進課長、香取美弥さん。

○健康づくり推進課長（香取美弥君） お答えさせていただきます。今後、高齢者の健康寿命をさらに伸ばすために、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進を図ってまいりたいと思います。具体的には、国保年金課・保健センター・高齢福祉課・健康づくり推進課の庁内の連携体制を図って、国保の健診・医療・介護の介護のデータベースでありますKDBシステムというものを活用した地域の健康課題の分析、そして地域の通いの場でのポピュレーションアプローチ、集団全体の健康リスクを減らす取組というものを包括的な支援体制というもので支援してまいりたいと思います。また、特に注力する分野といたしましては、孤立防止と心身の健康維持を重視しまして、地域コミュニティの活性化というものを図ることに努めてまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） やはり庁内の横の連携というのも物すごく、これから大切なかなというふうに思います。そしてこのポピュレーションアプローチという、組織の——団体でやっていくという、そういうのを活用して、地域のコミュニティを活性化しながら孤立防止と心身の健康維持に推進していただきたいと思います。

ここまでいろいろ質問させていただきましたが、最後に、これからますます高齢者そして後期高齢者が増えていくわけですけれども、このことを踏まえ、人口減少と高齢者増加における取手市の今後の展望取組について、お聞かせください。まず、第一に、事務量が増加していくと思われましても、担当職員は果たして足りるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） 答弁させていただきます。これまで説明させていただいたとおり、やはり高齢者の増で介護認定を受けている認定者数も増加傾向にあります。やはり介護認定を受けるということは、申請件数がやはり増えているということで、申請件数の増に伴いまして、介護認定審査会の開催回数、こちらも増えてきております。また近年は、

居宅介護支援事業所や地域密着型事業所といった介護事業所の許認可や指導権限が都道府県から市町村に移譲されたこともありまして、事務の種類も増えたと感じております。やはり高齢者が増えていく中で、多岐にわたる相談業務も非常に増えておりまして、福祉部内も様々な部署が連携してその対応に当たっているところで、その業務の量についてもかなり増えているなど実感しているところでございます。その体制につきましても、今現在、高齢福祉課は現在、正規の職員 19 名、会計年度任用職員 14 名の 33 名体制で当たっておりますが、引き続き連携を取りながら、職員が適正な事務執行を心がけるのはもちろんなんですけれども、しっかりと連携しながら協力をして事務分担も考えながら臨んでいきたいと思っております。また、事務の効率化に向けて具体的な取組も今進めているところでして、そちらについての取組内容については、担当課長のほうから説明させていただきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 高齢福祉課長、秋山和也君。

○高齢福祉課長（秋山和也君） それでは、福祉部長の答弁の補足をさせていただきます。事務量ということでございます。事務量が増える中、ICTですとかAIの活用で、増える事務量に対して対応をしているところでございます。高齢福祉課ではコロナ禍において、医療介護の関係者が出席します介護認定審査会、この開催をオンラインでの開催、また会議資料のクラウド上での管理——ペーパーレス化を行っております。この導入に至るには、当時、取手市議会が既に導入しておりました常任委員会などへのオンライン開催などを参考にさせていただきながら、近隣の市町村でも先陣を切って導入できたと評価しているところでございます。また、ほかの事務処理においても、多量の書類の処理にAI-OCRによる読み込みを導入するなど、業務の効率化に努めております。今後も生成AIの業務の活用などを検討しながら、事務量の増加の負担が軽減できればと考えておるところでございます。

○議長（岩澤 信君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 細かにありがとうございました。確かに部長が言うように、高齢化が進めば介護認定の申請件数も増えてくるのは当然でして、それに伴っていろいろな事務が増えていくと思っております。そしてまた相談——高齢者がいればいるほど、そのそれぞれの悩みとか相談というのは違ってくるので、こういう相談も多種多様、複雑化してくるのかなというふうに思います。そういうふうに業務が増大していくと思うんですけれども、昨日、金澤議員の質問でもありましたように、AI知能を活用して、そして任せられるところはAIに任せて、そして人が行わなければいけないという事務を精査し、それで、職員は人でなければできない仕事というのがあると思うんで、そういう仕事を、つまりこの高齢者との関わり合いを大事にして、そして心が通うような行政サービスを目指していただきたいなというふうに思います。最後のまとめですけれども、これまで高齢者や高齢化についていろいろ質問させていただきました。この質問というのはこの奥が深くて、そして範囲が非常に広いということも分かりました。高齢者一人ひとり違うわけですので対応は大変であると思っておりますけれども、行政としてそして私たち議会として同じ方向を向いて、推進できればというふうに思います。冒頭にも申しましたように、戦後の日本を支えてき

てくれたご高齢の皆様、元気で活力ある人生を地域の方々と楽しみながら過ごしていただきたいと願いますし、私たちがそうしていかなければならないと、今回の質問で感じた次第です。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、小堤 修君の質問を終わります。

続いて、海東一弘君。

〔7番 海東一弘君登壇〕

○2番（海東一弘君） 創和会の海東でございます。よろしくお願い申し上げます。令和の日本型学校教育に関する質問をさせていただきたいと思っております。このたびの質問に際しましては、令和3年1月に中央教育審議会より出されています令和の日本型学校教育の構築を目指して、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現の答申内容を中心としまして、お尋ねしたいと存じます。私事で大変恐縮ではございますけれども、うちにも小学生の子どもが2人おりまして、本市の学校に通わせていただいております。常日頃より本当に多くの方々にお世話になっておりまして、大変ありがたいと思っております。改めまして感謝申し上げます。大変お世話になっている中でこのようなことを申し上げるのは大変心苦しいのでありますけれども、うちの子どもはと言いますと勉強が苦手と言いますか、家では机に向かってる姿を見ない。気がつけばゲームをやったり、テレビやユーチューブばかり見たりしてしまっていて、男兄弟ということもありまして、いつも兄、弟で、けんかのような——じゃれあっているような、そういう姿をよく見かけまして、そこでいつも母親であります家内の大きな雷が落ちまして、やっと勉強を始めるのかと思いきや、今度はスマートフォンを見たり、またテレビを見始めたりと、そのような毎日であります。とにかく勉強しろとか、何で勉強やらないんだとか、ついつい言うてしまうのであります。私自身も進んで勉強してきたほうではありませんので、自分がしてこなかったことを子どもに求めるのはかわいそうかなとも感じておりまして、我が家ではこのような状況でありまして、やはり学校での勉強や学習などに頼りたいと思うところがございます。そのような中、私はこの質問の表題にあります全ての子どもたちの可能性を引き出すというところに目が止まりました。個別最適な学びと協働的な学びの実現、令和の日本型学校教育の構築を目指すということで、うちのような子どもでも可能性を引き出してもらえるのではないかと、そのように思いまして、また期待も込めまして、方策など様々あると思ひまして、このたびの質問に至った次第でございます。この令和の日本型学校教育といいましても、これまでの経緯など広範囲でございます。質問のほうは6点ほど通告させていただいております。通告のとおり質問をしたく思ひますけれども、お尋ねしたい論点は3つでございます。

1つ目が、本市におきましても令和の日本型学校教育を進められているところとは思いますが、この国の方策や考え方などは本市の実情と合っているのか。本市の課題等の解決に結びつくのか。広範囲多岐にわたりますが、令和の日本型学校教育を取組・推進させれば、子どもたちの可能性を引き出し、資質や能力を育て向上させることが本当にできるのか。学校現場での教職員の皆様の資質、能力のより一層の向上につながるのかなど、この国の方策等について、本市ではどのように捉え、お考えになられているか。これが1つ目

でございます。

2つ目に、実際にはどのような取組などがなされているのか。これを教育委員会のほうでは、どのように把握されているのか。これまで独立中立性の保持とされてきたように思います教育委員会ですが、令和の日本型学校教育では、首長や市長部局との綿密な連携とされていますが、どのようなものなのか。それらの現在や状況などをお尋ねしたいと、これが2つ目でございます。

3つ目に、今後、将来に向けまして、本市ではどのように進めていくのか。別立てで、お考えになられていることなどがあるのかなど、方向性や考え方、施策などにつきましてお尋ねしたい。この3点を今回の質問趣旨とさせていただきたいと考えております。今回、質問の基になります、令和の日本型学校教育の構築を目指してという答申につきましては、新しい時代の初等中等教育の在り方についての、文部科学大臣の諮問を受けての答申であります。その後も、令和3年3月の教職員の養成、採用、研修等の在り方についての諮問に対する令和の日本型学校教育を担う教師の養成、採用、研修等の在り方についての中教審からの審議まとめや、さらに令和4年12月に、その答申が公表され、その間にも法改正の成立や、指針やガイドラインの策定、また本年6月には文部科学省より、令和の日本型学校教育を推進する地方教育行政の充実に向けた手引も公表されまして、各機関等より様々な方策や例示などが出されています。いつの時代も、子どもたちのこれからの人生の支えになるものは、やはり学校でのその先——時代を見据えた教育指導支援でありまして、小学校・中学校での義務教育が、その子どもの人間性を確立させる第一歩であり、重要な領域と私もそのように考えております。先ほども申し上げました。私も小学生の子どもを持つ親でありまして、そのような立場からも、本市の児童生徒、子どもたちの将来につきましては、とても気になるところでございます。子どもには、よりよい環境でこの上ない教育を受けさせたいと、親であれば誰しも、そのように願っているのではないかと思います。前置きが長くなりましたが、質問させていただきたいと思います。まず令和の日本型学校教育に際しまして、本市ではどのように捉えておられ、その考え方、理念などにつきまして、お尋ねいたします。よろしくお願い申し上げます。

〔7番 海東一弘君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 海東議員の御質問に答弁させていただきます。我が国の社会の在り方そのものが従来とは劇的に変わる状況が生じつつある中、我々多くの者がイメージする勉強、いわゆる知識暗記型の学びでは、もはや予測困難な非連続の時代を生き抜く力を育むことはできないと、そのように考えています。持続可能な社会の担い手となる子どもたちを育成するために、この令和の日本型教育というものが考え方が生まれてきたところです。この教育では、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指すものであり、これについて中央教育審議会は、一つはGIGA（ギガスクール構想の実現によるICT環境の活用、そして少人数によるきめ細やかな指導体制

の整備を進めて、個別最適な学びの実現を充実を図ってほしいと。もう一つは、個別最適な学びが孤立した学びにならないように、探求的な学習や体験活動などを通して、子どもたち同士であるいは多様な他者と協働しながら、持続可能な社会のづくり手となることができるように、協働的な学びの充実を図るようと、そういった考え方だと思います。本市におきましても、一人一人の資質能力を伸ばす学校教育の充実という理念の下、一人一人の子どもを主語にした授業づくり、教わるから学ぶという意識改革などを柱に、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○2番（海東一弘君） ありがとうございます。詳しいところまでご説明いただきました。ありがとうございます。ただいま教育長よりお話いただきました、教わるから学ぶ、このような形で現在行われているんだと、そのように感じました。私も取手の学校に通わせていただいております、私は昭和の時代の義務教育を受けてきた一人でありますけれども、そのときはもしかしますと、教わるということの主眼に置かれて教わってきたのかなというふうに思いました。今の子どもたちは学ぶというところを、そういったところで国ただいまの市のほうもお話いただきましたけれども、そのように進められているものと、そのように受け止めさせていただきます。これまでも職員の方や教員の皆様方のたゆまぬ御努力・御尽力などがありまして、取手市の教育行政が進められているものと感じております。とは申しましても、本市におきましても課題や問題などもあるのではないかと考えるところでもございます。

質問通告2点目でございます。現在本市におきまして抱えている課題や問題などはどのようなものか、もしもあるようでしたらお示しいただきたいと思っておりますのと、令和の日本型学校教育の各内容に本市の課題などを当てはめたり推進することによりまして、その課題や問題解決などに結びついているのか、その辺りをお尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、井橋貞夫君。

〔教育部長 井橋貞夫君登壇〕

○教育部長（井橋貞夫君） それでは、海東議員の御質問に答弁いたします。本市の現在の教育課題としましては、令和の日本型学校教育で述べている個別最適な学びと協働的な学びが一体化した授業改善が最も重要であると捉えております。これまでの教師主導型の一斉授業から、一人一人の子どもが主語となる授業への転換を図る必要があると考えております。子どもたちが自ら主体的に目標や課題を設定し、振り返りながら多様な他者と協働し納得解を生み出す力を身につけられるよう、授業づくりが重要だと考えております。また、実社会における体験的・探求的な学びを推進し、子どもたちの主体的に学ぶ意欲をどう高めていくのかというところを課題に捉えているというのが――課題として捉えているところです。以上です。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○2番（海東一弘君） ただいまお話いただきました子どもたちの探求であったりですか探究心をくすぐるとか、そういったところがやはり難しいのかなと、そのように感じたところでございます。

では、質問通告3点目の取組の現状につきまして、教育委員会のほうで把握している内容など、どのようなものか、お尋ねしたいと思うんですけれども。各学校間で格差が出ているかなど、学校のほうへ支援・指導などもされていらっしゃるのか、日々多忙な中で学校現場の教員の皆様方や職員の方々におきましても、こちらを浸透させていくことはとても難しいところもあるのではないかと考えます。現在の取組や推進など現状につきまして、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 海東議員の御質問に答弁いたします。中央教育審議会答申にあります、2020年代を通じて実現すべき令和の日本型学校教育の姿3つの視点に基づき、本市の取組について説明をさせていただきます。

まず1点目、子どもの学びについてですが、本市では探求的な学びの充実を図ることを目指して、学習指導の方向性と指導方法を取手市で独自に作成した取手市学びのコンパス、これを活用した授業展開をしております。取手市の学びのコンパスは、令和の日本型学校教育の推進において重要とされる個別最適な学びと協働的な学びの一体化に向けた事業改善のための方針となるものです。取手の子どもたちは、市内どの学校で学んでも、同じ方針の学習指導が受けられ、さらに各学校の特色ある教育活動がプラスされた教育が展開されるように取り組んでいるところです。

続きまして、2番目の教職員の姿についてですが、子ども一人一人の学びを最大限に引き出す教員を目指し、研修に励んでいるところです。毎年、夏休みを利用して、市内公立小中学校教員の授業力向上を図るために、希望研修という――先生方の主体的な意欲を引き出すために、希望研修を実施しております。今年度は、国語、算数・数学、英語、道徳、ICT活用、教育相談の6つの教科・領域から9つの講座を設定したところ、多くの教職員が主体的に参加しました。実際の授業で、どのように実践していけばよいか。演習を通して、教員の授業力向上につなげることができたと思っております。

最後に3つ目の、子どもの学びや教職員を支える環境についてですが、本市では、各学校においてインターネット接続環境も整備され、全ての児童生徒に1人1台端末を提供し授業を行っているところです。また、教師用デジタル教科書を全教科整備し、どの事業においてもICTを活用できるよう環境を整えているところです。さらに、今年度より小・中学校で学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールを導入し、目指す子どもの姿に沿った教育活動の実践や、子どもたちや教職員を支える取組について、熟議を重ねるなどして、学校運営に参画していただいているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○2番（海東一弘君） 詳細なところまで、ありがとうございます。時代に合わせまして、きめ細やかに進められているものと感じました。ただいまお話にありました、2020年代を通して実現すべき令和の日本型学校教育の姿、ただいまお話しいただきましたけれども、この第1部の総論というところでこれが示されているところでございます。子どもの学び、教職員の姿、子どもの学びや教職員を支える環境と、3つ示されておりました、詳しいところを御説明いただきました。ありがとうございます。やはりこの部分が令和の日本

型学校教育の核心になるところかなというふうに感じております。ここを進めることによりまして、令和の日本型学校教育、これがさらに加速して推進していくものと思います。これを今、本市のほうでも取り組んでいただいているということでありまして、今後もさらに進めていただきたいと思います。非常に——第1部の総論、第2部の各論を見ましても、非常にボリュームがありまして、これを全部やっていくことは非常に困難ではないかなとそのように感じておるところでもございます。一つお尋ねしたいのが、これは取捨選択といいますか、ここの部分は選んでここの部分は先延ばしにしてですとか、その辺り、選びながら進められているのかどうか、その辺り確認という意味でお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。当然、教育活動には様々なものがありまして、いろんなことを子どもたちにも学んでいただくことになっております。ただし、昨今の教職員の働き方改革等もございまして、やはり全てにおいて優先順位をつけながら、また、子どもたちにおいてもスモールステップで一つ一つできるところから行っていくというような状況で、取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。ぜひ、そのような形で進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。質問通告4番目の、総合教育会議につきましてお尋ねいたします。令和6——本年の6月に、令和の日本型学校教育を推進する地方教育行政の充実に向けた手引きが文部科学省より出されています。そこには、全ての自治体への総合教育会議の設置や、市長と教育委員会との関係の見直しなどがありまして、教育委員会のみでは対処しきれない課題の解決や、教育のさらなる充実に向けて、総合教育会議のさらなる活用等により、市町との連携、協働を通じて対応していくことと示されています。この考え方を実現するために、教育委員会と首長との効果的な連携の在り方など、必要な方策がそれぞれ全国の取組事例とともに報告書の中で示されています。ということで、4つの事例が出されています。教育委員会は政治的中立性や教育の継続性・安定性の確保等の観点から、首長から独立した行政委員会として設置されているものですが、近年の教育課題が多様化、複雑化している中であって、教育委員会だけではこれらの課題に十分に対応できない場合が出てきています、とも書かれています。このため、改めまして総合教育会議というものは重要度が高いのではないかと感じるところでございます。この手引きの中での、文部科学省の調査の結果によりますと、令和4年度、1年を通して総合教育会議の開催がなかった自治体は、都道府県指定都市で4.5%、市町村等で12.6%となっておりまして、開催している自治体においても、開催回数は都道府県指定都市、市町村等とともに、1回が最も多くなっているということで、総合教育会議をさらに活用させることが課題となっていると示されています。さらに、総合教育会議を単なる教育委員会と市長が情報共有を行うだけの場として活用するのではなく、定例会以外にも課題が生じた際に、柔軟に開催を検討することや、有識者等の参画、市長の学校視察等を行うこと

により、会議における議論の活性化を図ることが重要ですとも示されています。この総合教育会議につきましては、教育委員会と市長や市長部局とをつなぐ、重要な場であると考えますと、より一層、この会議を別の場面などで活用などを広げますと、令和の日本型学校教育のさらなる充実や発展に寄与するものと考えます。課題解決の即時性も求められる昨今でありますので、総合教育会議のあらゆる活用ということで、質問を取り上げさせていただきます。では、この総合教育会議につきましては、どのような会議なのか、本市の状況など改めまして御説明などをいただきたく、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは答弁をさせていただきます。総合教育会議についてでございます。こちらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものに基づきまして、首長——市長が設置をする会議体ということでございまして、その構成ですが、市長と、それから教育委員会の委員によって構成されております。目的といたしましては、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めます教育大綱の策定に関する協議ですとか、教育に関する様々な調整や協議を行う場所というところで定義をされておるところでございます。取手市では、平成27年に設置をして以来、少なくとも年に1回以上開催をしているということで、ちなみに昨年度、令和5年度については2回開催をしているということでございます。この教育会議——総合教育会議以外のところでも、教育長につきましては、そのほかの会議——庁内の会議ですとかそういったところもございまして、また随時、教育委員会内での出来事に関する報告——市長への報告・相談といったことは随時行われておりまして、事務方として——事務レベルのところでは、常に連携は図れているものと思っておりますが、そのほかの教育委員会の委員の皆様と市長が一堂に会するという機会というのはなかなか限定的でございまして、この総合教育会議というのが非常に貴重な場になっているというふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○7番（海東一弘君） ありがとうございます。詳しいところまで御説明いただきました。ありがとうございます。本市におきましても、昨年は2回以上行われているということで、十分にその場で審議ですとか協議が行われているものと感じました。全国的に見ましても1回がほとんどだということでありましたけれども、本市におきましては2回以上行われていまして、ただいま、部長のお話にもありましたとおり、十分な連携が図れているものと、そのように受け止めさせていただきました。国のほうからは、さらなる活性化というふうにうたわれてはいますけれども、やはり情報共有だったりですとか、連携というところが非常に重要なのだと、そのように、ただいまの私どもの感じたところでございます。今後、年1回、2回、回数もあるとは思いますが、回数を多くすればいいというところではないと思いますので、今後も十分な御審議・御協議をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

では、次の質問に移らせていただきたいと思います。質問通告5点目の、今後の展開や方向性、国からの方策だけでなく本市独自の施策等があるかなど、令和の日本型学校教育

全般に向けましての今後につきましては、どのようにお考えになられているか、こちらの点につきまして、本市のお考えなど施策もありましたら、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。取手市としましては、今後もさらに個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指した授業改善、子どもたちの体験的・探求的な学びを推進することで、令和の日本型学校教育を進めていきたいと考えております。具体的に、取手市独自の体験的・探求的な学びの2つの取組について説明させていただきます。まず1つ目は、次世代を担う子どもたちに対して、サステナブル学習プロジェクトを実施しております。環境、社会それから経済の課題を地域目線で捉えて、ICTを活用しながら、多世代に共感される課題をテーマに、アイデアを創出する力を身につける、体験的・探求的な学びでございます。令和3年度より戸頭地区の小中2校からスタートして、今年度は12校で実施し、来年度は小中学校全20校で実施する予定でございます。このプロジェクトで探究し学んだことを、来年2月の市のプレゼンテーションフォーラム、ここでプレゼンをするグループも多数出場する予定でございます。次に2つ目ですが、取手市の特色の一つであるアートを活用した学習の充実を図っていきたいと考えております。現在、各学校において、東京藝術大学との交流学习を実施しております。今後はさらにこの活動を広げ、将来的には小学校全校がたいけん美じゅつ場VIVA（ビバ）を訪れ、実際に芸術家の作品に触れたり、対話型ワークショップに参加したりするなどの体験活動を行えるように準備を進めているところでございます。今後もアートを通して、子どもたちが自己表現をする喜びや達成感を味わい、豊かな感性や創造性の育成を目指していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○2番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。ぜひとも一層の推進、今お話しいただきましたけれども、こちらのほうをぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。この令和の日本型学校教育につきましては、広範囲——多岐にわたりますので、推進をさせるといっても、大変難しい面や厳しい場面もあるかと思いません。最後の質問になりますけれども、そこに関わる人が多ければ多いほど内容なども充実すると考えますのと、携わる方の負担も軽減されるなど、よりよいものになるものと考えます。しかしながら、誰でもよいというわけにはいかないと思いますので、資格や免許がある方、知識や技術、技量のある方、その道に長けている方など、そのような、専門職と言われるような方々に参画していただくことは有効ではないかと考えます。また、先ほど申し上げました手引きにもありますように、例えば、教育と子育ては一体であることに鑑みまして、教育委員会のいずれかの部署に子育てに関する分野に精通している市長部局の専門の職員さんを配置したりですとか、そのような部署を教育委員会内に設けたりですとか、そのような専門的な人材を登用することも、令和の日本型学校教育の推進のところでは重要になると考えます。このようなことが手引のほうにも書かれてございます。このあたりも含めまして、本市ではどのようにお考えになるか、お尋ねいたします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。専門職の登用状況についてですが、地域人材活用事業におけるゲストティーチャー、学校連携支援員やスクールカウンセラー、ICT支援員など、多岐にわたる専門職の方を配置しております。また、今後はコミュニティースクールによる地域支援本部、こういったものからの専門家の活用も大きく期待されるところでございます。また、先ほど述べたサステナブル学習プロジェクトやアートを活用した学習では、関係機関や民間企業の協力を得て、専門家による出前授業を行い、未来を担う子どもたちに対して、今、地球上で起きている問題を自分事として捉え、持続可能な未来をつくるための知恵や価値観を育てているところです。専門職の方を交えた授業では、他者と関わり自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動などのリアルな体験を通じて学ぶことができ、AI技術が高度に発達する現代社会において大変重要だと考えております。今後も、専門家や民間企業の方、地域人材を積極的に活用しながら、取手の子どもたちの可能性を引き出す教育に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 海東一弘君。

○2番（海東一弘君） 分かりました。ありがとうございます。引き続きまして、今後もよろしくお願い申し上げます。先ほどより個人的な話を挙げておりました大変恐縮でございますけれども、うちの子どもたちはだんだん親の言うことを聞かなくなってきました、家庭での教育の難しさや限界があると思っております。そのようなところからも、学校などでのたくさんのことを教えていただけるということ、また冒頭にお話がありました学びというところを、そういった部分も子どもたちに教えていただけるということでございますので、とてもありがたいと思っております。未来を担っていく子どもたちの可能性を早い時期に引き出すことができれば、その子どもの未来を大きく飛躍させたりですとか、よりよい人生が待っているものと考えます。そのような学びをこれからも御教授くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。御答弁、誠にありがとうございました。以上で、終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、海東一弘君の質問を終わります。

15時25分まで休憩いたします。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、細谷典男君。

[17番 細谷典男君登壇]

○17番（細谷典男君） 17番、細谷でございます。今回は4つの質問になります。通告順に質問させていただきます。

最初は桑原開発。私も市議会議員選挙で、取手の最重要課題ということで取り上げさせていただいております。昨日、金澤議員も同様の質疑されておりました、答弁も私、確認

させていただきました。その上に立って、今回、質問を組み立てさせていただきたいと思
います。今回は提案型の質問ということになりますので、ぜひお聞きいただければと思
います。農林協議、ハードル——都市計画決定に向けて大きなハードルだったんですけども、
これが事前調整が終了したという市長の御答弁がありました。都決に向けて一つの山場を
超えたと、期待に応えていきたいというような御答弁をされておりました。

私は最初に、この農林協議に当たっていただいた茨城県の都市計画課——この都市計画
課、1年半になりますけれども、農林協議を担っていただきました。ここは桑原開発につ
いて、どのように受け止め、どのように評価し、そして交渉していただいたのか、この点
について、まずお聞きしたいと思います。

〔17番 細谷典男君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、お答えさせていただきます。桑原地区を含む
国道6号沿道は、茨城県の都市計画区域マスタープランにおきまして、東京圏に近接する
地理的優位性を生かし、計画的な都市的土地利用による新たな産業拠点の形成を図る地区
として位置づけられております。農林協議を進めるに当たり、県都市計画課からは、桑原
開発の位置や規模の必要性、そして妥当性について、合理的な理由があるとお考えをいた
だき、都市計画手続を進めることに御協力をいただいております。県都市計画課の御理解
があったからこそ、この農林調整を了とすることができたものと考えております。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） この桑原開発の意義ですけども、これは再三申し上げておりま
すが、一言で言えば、取手再生の起爆剤、そのぐらい重要なものだと思います。私は、桑
原開発としても実現させていきたいという立場で質問させていただきたいと思いま
す。一つのハードルを越えました。もう一つのハードルについてお聞きしたいと思いま
す。それは事業の確実性と、これも従来からお聞きしてるところなんですけども、この桑原開発は
取手市は支援するという役割で主体は、地権者と事業協力者となります。ここについてお
聞きします。まず、地権者、どのような状況なのか、お聞かせいただければと思いま
す。

○議長（岩澤 信君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） お答えいたします。もともとこちらの桑原開発につ
きましては、地権者の皆様からの請願採択を受けまして、地権者発意でスタートした事業
でございます。これまでの地権者懇談会そして個別の相談などの感触からしますと、地権
者の皆様のこういった様々な条件整理など、いろいろ条件など協議事項は残ってはいるん
ですけども、皆様、開発の意向は高いというふうに感じておるところでございます。以
上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） あと事業協力者なんですけども、私この話が最初に決まったと

き、事業協力者は東京、首都圏 40 キロで、これほどまとまった大きな土地はない——ないと言いますか、魅力があるという、非常に大きな意欲を見せて参加させていただいたというお話聞いております。この事業協力者の意向について、当初と変わらないのかどうか、この点お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） お答えいたします。事業協力者からは、東京から 1 キロ圏——失礼しました。1 時間圏内で、広大な平地がございます。桑原地区については、魅力あるということで、かねてから動かしております。またどれくらいの面積を希望されているのかにつきましては、事業協力者の皆様の、経営判断によりますので、数字的な面については言及できませんが、平成 29 年度に土地利用の提案をいただいております。その際は、約 9 割以上の土地を利用するという想定で計画されているというものでございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） そこで、ここまで来ると次の段階は、地権者と事業協力者、いかに合意形成を図るかということになると思います。幾つか条件がありますけども、今回この場でお聞きしたいのは、私が一番大事だと思っている地代、これについて合意は図られているのか、どのような状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） お答えいたします。事業協力者と地権者の借地契約に関しましては、これまで地権者懇談会の中で、留意事項であったりとか検討事項について意見交換を行ってきたところでございます。現在は、そちらの契約条件の協議を行うための組織の設置に向けて準備を進めている段階でして、役員候補者の方々が中心となってその準備を進めているところでございます。その中で、事業協力者とも複数回、打合せを行っております。今月の 9 月には参加する地権者の皆さん全員を集めた全体集会を開催いたしまして、そこから本格的な協議がスタートするという予定でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） 私も地権者の皆さんとお話聞く機会あるんですよ。桑原開発、これを期待しているのは市民のほうですね。取手市民の期待はすごく期待している。地権者のほうはどうかというと、開発するんならしてもいい、ただ条件次第ですよ。もう私は農業やっていけなくなっちゃうんじゃないかと、この辺で潮時なんじゃないかなというように思いもあつたんですけども、しかし今、代わってやってくれるところもあるし、あるいは米の値段も上がっているところもあって、それほど開発しなきゃいけないという状況ではないんですよ。多くの人がある程度余裕があると言いますか、そういう状況です。ですから私は、かなりその開発に判こ押す——のところで、どこまでいけるのかという、実際会ってお話しした狭い範囲ですけども、そういう気がしました。そうすると、例えば 5 割しか判こ押さないということになったとき、今、北と南ありますけども、どちらかに絞るとか、そんなことになるかもしれない。そのときに、事業協力者は 9 割で構想を

考えているとすれば、それじゃ話違いますよということになる場合もあると。この場合、もうここまで来てるんで、結論を早めていただきたい。本当に、事業協力者とこれから地代の交渉をして春闘じゃないんですけども、秋の闘いですけども、これ妥結するのか。それとも、やはりそんなには出せないよとなるのか、これを見極めていただいて、駄目なら駄目でやれる人だけでやると。そして、事業協力者5割じゃ駄目だというんだったら、新しい事業協力者を探すというように切り替える、これは速やかにそのことを行って進めると。これをやらない限り、私は先にいかないと思うんで、この点は私は申し上げておきたいと思います。そこで問題は、新しい事業者が現れるのかという心配があると思います。今、茨城県は企業誘致が全国でナンバーワン。茨城で仕事やりたいというのが、県に押し寄せてるということです。茨城県の企業局は水道の事業がメインなんですけども、産業振興・地域振興、これも担っていて、ここに要望がどんどん来てる。さらに県は開発公社がありますんで、県西のほうはどんどん進んでるんですよ。ですから、このポテンシャルは強いものがあるんで、必ず私は新しい事業者は決まるというふうに思います。そこで、こういうことを県で把握してる企業がありますんで、この桑原どうかというようなこともお願いするというようなことも、一つ考える必要があるんじゃないかというふうに思います。県への働きかけについて、どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 都市政策推進室長、中村大地君。

○都市政策推進室長（中村大地君） お答えいたします。桑原地区につきましては、議員のおっしゃるとおり、大変開発ポテンシャルの高い地区というのはそういうことでございます。ただ現在、桑原開発につきましては、取手市と事業協力者とそして準備組合との3者協働で進めておりまして、こちらについては事業協力者のほうはかなり熱心に参加していただきまして、地権者の皆様の会議のほうには毎回参加をしていただいて、熱心に取り組んでいただいているという状況でございます。その事業協力者のほうから、その時代の最新のサービスが提供できる施設展開を考えていると伺っておりますので、取手市といたしましては、ほかにはない取手市だけの魅力ある拠点、にぎわいの拠点が整備されて、市内外から多くの方が訪れていただけるようなまちになっていくことを期待するものでございます。茨城県の話がございました。茨城県におかれましても、桑原開発が取手市の重要事業であるというのは御理解いただいております。これについては、農林協議をはじめ茨城県の関係各課の皆様の御協力があったからこそ、今こそ進められているという事業でございます。そういった認識でございます。引き続き茨城県と連携を密にしながら、また、事業協力者、準備組合と取手市3者協働での取組を進めまして、早期の事業化に向けてしっかりと取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 私、もうその計画で進むのであれば、もう応援していきたいというふうに思ってます。ただBプランだけは考えておきたいと。私もここまで言った以上、企業誘致に目指してやっていきたいと思えます。Aプラン駄目なときはBプランがあるという、安心して浅野部長やってください。以上、申し上げまして、桑原は終わりたいと思えます。

続いて取手駅西口開発、この点についても、居住等については、施設計画、収支計画、まとまって、都市計画決定に向けて動き出すということです。私は取手駅前の既存ビル等の共存共栄なくして駅前のにぎわいは成り立たないというふうに申し上げておりましたが、この点については岡口議員の質問——質疑で明らかになっておりますので、これは省略させていただいて、もう一步広げたところのA街区——A街区というところで考えると、この開発に参加しない12名の地権者がおります。この12名は、治助坂に面している通りで、この状況、どの方向を向くのか、どんなことを考えてるのか、これは大きな——A街区を考える場合、影響があると思うんです。12名について、取手市のほうはパイプを持っているのか連絡は取れるのか、どんな開発になるのか、それが再開発ビルと調和するのかどうか、この辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。再開発事業に参加しない地権者の方々がどのように土地利用をしていくかという点につきましては、地権者の財産権の範疇ともなりますので、地権者の自由な判断によるものであり、組合や市が関与することはできないものと思っております。しかしながら、再開発事業の施工区域に隣接する地権者の方々がおりますので、土地利用の方策によっては再開発事業に一定の影響が及ぶ可能性も考えられることから、再開発事業に参加しない地権者の土地利用意向や建築物の建築計画などにつきましては、情報収集に努めていきたいと考えております。同じA街区内に位置する土地でありますので、再開発事業に参加する地権者と個別に土地を利用する地権者とが協力をしながら、A街区全体として魅力のあるまちづくりが可能となるよう、市としても尽力をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） やや冷たい答弁だったんじゃないか。12名は勝手にいっちゃったんだから知らないよということじゃなくて、これはやはり同じA街区を盛り上げる意味では重要なパートナーだというような姿勢でつき合っていたらいいというふうに思います。都市計画決定に向けては、これから手続を踏んでいくんですけども、住民説明会のお話聞こうと思ったんですが、現段階ではまだまだだということなんで、私としては都市計画決定に向けての課題、ここについてお聞きしたいと思います。西口開発を進める場合は、金澤議員の答弁でもあったように、複合公共施設については基本構想をつくりますと。この中で位置づけていくんですというお話です。もう一つの流れは、都市計画決定に向けて、収支計画など、あるいは施設計画などをつくり上げていくという都市計画決定に向けての流れと、基本構想を策定するという流れ。この2つがあると思うんです。今、居住棟については地主さんたちも総会で分かったと言ってもらったんですが、非居住棟のほう——5階建てのほうはまだなんですよね。この非居住棟のほうの肝は、公共施設、何をどれだけ入れるのか。これが基本構想で決めると。さらに基本構想の後の基本計画で具体的に変わってくるというんですから、これいつまで——いつまでたっても——いつかは出来るんでしょうけど、都市計画決定は来年の2月と言ってるわけです。ここに間に合わないんじゃないかなと。基本構想——基本計画は。どうでしょうか、そのスケジュール感だけ、まずお

聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 中心市街地整備課長、中村有幸君。

○中心市街地整備課長（中村有幸君） お答えさせていただきます。都市計画決定につきましては、来年の2月頃ということで予定をしているところでございます。こちらにつきましては、今年の秋から行います住民説明会や公聴会、こういったところのスケジュールを積み上げていった中で、来年2月の都市計画決定というところを見込んでいるわけでございます。一方で、公共施設の基本構想につきましては、基本構想の策定は都市計画決定と同様のタイミングで行っていきたいというふうには考えておりますけれども、公共施設の整備、基本構想と都市計画決定というところは、直接的な関係性というところはないと思います。あくまでも都市計画決定は地権者さんの意向を持って手続を進めるということがありますので、その中に整備いたします複合公共施設とは——複合公共施設はいわゆるテナントではありませんけれども、床を購入して整備するというところでございますので、都市計画決定の手続に複合公共施設が影響するというところはございません。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 課長、これは大きく影響するんですよ。地権者は居住棟について何とか採算を合わせた。非居住棟、ここの採算が合うかどうか。何をどうするかじゃなくて、まず採算が合うかどうか。これを決めるに当たって、取手の市の基本構想からさらに進んだ基本計画、これがなければ確たる数字は出てこないじゃないですか。この出てこないままで都市計画決定をしたとすれば、8人の地権者の中で、その基本構想では参加できない。あるいは基本計画では参加できないと出たときに、都市計画決定は御破算になってしまうんですよ。順番が間違っていると。少なくとも同時にやんなくちゃいけない。ぜひ倍速のスピードで、都市計画決定に齟齬が起きないように、基本構想・基本計画を進めていただければと思うんです。私はこの基本構想をつくるときに、提案させていただきたいと思うんです。やはり公共施設を再開発ビルに入れてほしい、それは非常にビル自体も安定しますから、そういう地権者の気持ちは受け止めて実現していきたいというふうに思うんです。そこでまず一つは、図書館、これは白紙にすると。再開発ビルについて、都市——まず一つは図書館を白紙にする。白紙にするんですけども、代わって公共施設何を入れるのか。これは今、取手のリボンビルの3階にある駅前窓口、これを再開発ビルに移動する。2つ目はそうです。そしてさらに、フロアはもっと充実してますから、取手支所的な役割を駅前につくって、再開発ビルは取手支所で公共施設の配置としたらどうかと。そして、行き先がなくなった図書館ですけども、3つ目としては、この図書館をリボンビルに配置すると。ということで、駅前全体でこのことを考えていったらどうかというのが私の提言でございます。この公共施設、そして再開発ビル、この契機に、駅前全体、そして既存ビルも含めて、再検討して再配置していくということで、にぎわいのある駅前をつくりたい、つくっていきたいと思いますので、この点は申し上げさせていただいて、この項目については終わりにさせていただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの様々な御提言に関しまして、述べ

させていただければと思います。駅前に図書館機能を中心とした複合公共施設を整備することによりまして、駅周辺地区の活性化やにぎわい創出効果につながることを期待できるものと市では考えておりまして、他市におきましても、駅前に図書館を整備することによって駅周辺の活性化につながっている事例が多く存在していることから、魅力がある使い勝手のよい図書館には高い集客力があると考えております。また、複合公共施設は広い閲覧学習スペースや、カフェなどを備えた、吹き抜けなどを設けたゆとりのある魅力ある空間づくりを目指しております。こうした現代的な公共施設を新規に整備するためには、空間デザインや設備、諸室の配置、動線など多くの点を再開発ビル全体の設計段階から一体的に考慮し、調整して進めていくことが必要となりますので、A街区に新築する建築物内に整備することが最も望ましいものと考えております。いずれにいたしましても、複合公共施設の詳細につきましては、現在、策定作業を行っている基本構想と、その次のステップとなる基本計画の策定プロセスにおきまして、今後、慎重に検討、そして決定していくこととなりますので、このように進めさせていただきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 部長の決意は分かりました。私もぜひ実現できるように見守っていきたくと思うんですが、部長にお願いするのは一つ漏らしちゃいましたので、ぜひ御検討いただきたいんですけども。ペDESTリアンデッキなんです。国道6号線から駅を見ると、下って行って駅に上がるということになっているんです。新町とか中央タウンから駅に向かうときは、何とかこのフラットに駅に改札口行けないかという要望があるんです。私は、従来からペDESTリアンデッキの延伸というのをお願いしたんですが、今回、この再開発ビルを活用すれば可能性があるんじゃないかというように思いましたもので、これについてお聞かせいただければと思います。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、お答えさせていただきます。はなのき通りでございますけれども、国道6号から駅前の交通広場方向へと下り坂になっておりまして、かなりの高低差がございます。そのため、歩行者ははなのき通りを行き来する際には、かなりの高低差を上り下りしないといけない状況でございます。こうした状況であることから、市としましては、歩行者の移動の円滑化、バリアフリー化を図る観点から、現在の西口歩行者デッキを、はなのき通りに沿って国道6号方向に延伸することを検討していきたいと考えております。この歩行者デッキを延伸することによりまして、取手駅や既存の大型商業施設、また整備予定のA街区の再開発ビルの利用者の方々が、歩行者デッキ上と国道6号方面の歩道の間を移動することの負担を軽減することが可能になりまして、整備効果は非常に大きいものと考えております。現時点におきましては、具体的な整備年度や、整備の費用、こちらはまだ未定の状況ではありますけれども、市といたしましては、検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） ありがとうございます。いずれにしても再開発ビルをいかに利用するかということにかかってくると思いますので、これからも、見守——応援していき

たいと思いますので、私も計画どおり行くんだったら、もう本当にいいですよ、それで、応援しますよ。ただ、ちょっと危惧があるなということ、Bプランを述べさせていただきました。以上で、この項目終わりにさせていただいて、次に移らせていきます。

駅前保育園の募集要項、示されました。今回この要綱を中心に御質問させていただきたいと思います。まず、これは駅前にテナントで募集するという事なんですけども、なぜこの一戸建て、園庭も備えたようなものを想定しなかったのか。取手の駅前には空き地もありますし、また駐車場もあって転換するというのは容易かなというふうに思いますので、なぜテナントだけだったのか、この点についてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

〔福祉部長 鈴木文江君登壇〕

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、細谷議員の御質問に答弁させていただきます。今回なぜテナント活用型の保育園整備計画、こちらだったのかという、保育園募集の趣旨についての御質問ということです。まず、取手駅前賃貸テナント活用型保育園整備運営事業者募集の趣旨につきまして、こちらちょっと答弁させていただきたいと思います。第2期子ども・子育て支援事業計画及び第4次取手市保育所整備計画に基づき、民間保育施設による利用定員の確保と地域の保育ニーズに応じた保育サービスの拡充を目的として、取手駅前における賃貸テナント型の民間保育園の整備運営事業者の募集を行うものとなります。取手駅前としての利便性を生かしつつ、生活や遊びを通して子どもの心や健やかな体を育む保育環境を継続的かつ安定的に提供することを目的に、未来を担う子どもを中心に置き、子どもが主体という理念のある民間保育園運営事業者を公募するものです。今回なぜテナント型だけだったのかということでの御質問がありましたが、その理由としましては、駅前における既存施設の活性化を目的といたしました。あわせて施設整備に係る補助金交付額に伴う予算規模についても考慮し、今回テナント活用型の保育施設として公募を行うものです。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 今回、民間の事業運営ということなんで、私は安全面について検討してみました。この要綱を見比べながら検討したんですけども。災害時の避難として、非常階段避難階段というものが、保育所には基準——設置基準としてございます。2階、そして3階、4階というふうになりますけども、階を重ねるごとに厳しい規制がございますけれども、そういうこの避難というところからお聞きしたいのは、保育所が2階以上に設置されてる場合、非常事態における避難に関する留意事項、これをお聞きしたいと思います。避難に関する留意事項をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えいたします。まず、避難階段の基準についてでございますけども、2階以上に施設設置する場合、そういったところで基準が設けられておりまして、児童福祉の施設の設備及び運営に関する基準、そちらの32条に各階ごとの

必要な設備が規定されております。各階ごとに常用・避難用の施設をそれぞれ1つ以上設置することとされております。細かい基準ございますけども、避難用の施設について説明しますと、2階につきましては防火型の屋内階段、待避上有効なバルコニー、準耐火構造の屋外傾斜とか、それに準ずる設備、避難用の屋外階段のいずれか1つ以上……。

○17番（細谷典男君）そこは、いいです。段階が違うというだけ分かれば。留意事項を——避難に関する留意事項をお願いします。

○子育て支援課長（三浦雄司君）それで、うちのほうの留意すべき事項としましては、乳幼児や保育士など、安全に避難することが最も留意すべき点かと考えております。仮にですね高層階である場合には、保育士により、乳幼児が安全に避難できる屋外会議——などの避難経路を事前に確認することなどが留意すべき点と考えております。また避難の設備等の安全点検、職員や児童に対する安全確保のための指導、各種訓練や研修等による児童の安全確保に関する取組について、運営事業者により安全計画を作成していただきます。当市としましては、きちんと安全面が対応できているか確認してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君）細谷典男君。

○17番（細谷典男君）この安全に対する取組が、当市としては安全面が対応できるかどうか確認しますというようなことは、大変心もとないですよ。これ私今回、保育所、いかにこの安全に造っていかなくちゃならないのか民間ですから、その時いろいろ調べてみると、この非常階段というのは随分出てきました。これ厚労省のほうでもいろいろな検討会やりながら、どうしたら安全に保育所を運営できるのかという検討をされてますので、その辺を基に質問させていただきたいと思いますが。今回出てきたのは、6月に説明にあったのはアトレトリボンビルです。いずれも高層のビルです。このビルは4階以上あるいは5階ではないかというふうに想定されますけども、今、三浦課長言ったように、2階と4階、5階では求められる安全の度合いは違ってくる。そこで事業者から質問が来てますね、応募したいという人から。ペDESTリアンデッキは地上と見るのかどうかという質問です。これについて御回答いただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君）子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君）お答えさせていただきます。こちらにつきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについてにより、人口地盤及び立体的遊歩道が保育所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階と認められる場合にあつては、最低基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと、この場合、建築士と連携を図ることとございます。また、避難階の定義につきましては、同施行例の13条の第1号に、直接地上に通ずる出入口のある階を言うことと規定されております。そのため、地上と同一レベルの1階が原則となりますが、ペDESTリアンデッキと接続する3階を避難階として取り扱うことができるか否かについては、具体的な計画により、個別に判断することになります。よって現時点におきましては、避難階に該当するかどうかというのは判断できかねず、建築士に御相談していただきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） これは地上階は道路と接するところなんですよね、原則は。そうじゃなくて、原則を外してペディストリアンデッキを地上とみなしていいかどうかということについては御答弁いただいたんですけども。これを決めるのは建築士へ相談、この建築士はどちらの側の人ですか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。そちらに関しましては、事業者のほうでお付き合いのある建築士に御相談していただきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） そうすると、その建築士がペデストリアンデッキは地上と同じだとなれば、2階の扱いで——4階は、2階の扱いで提案してくるというふうに思うんですけども。そういうことでいいんですか。この建築士、応募する側の人の判断で決めていいんですか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） 申し訳ございません。今、議員からお話あったとおり、相手の事業所の方のほうの建築士の判断でよいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） これは4階を、2階と見るか4階と見るかでは、提案内容は違って来るはずですよ。これは事業所もかなりなコストをかけながらつくるんですけども、あらかじめペデストリアンデッキは地上とみなす、あるいはみなせない、この判断なんで、市が出せないんですか。これ出せない、間もなく事前協議になるはずですよ。そこに応募してくるとき、2階で持ってきて、それからの議論では本当に事業者かわいそうじゃないかなというように思うということだけ、つけ加えておきたいと思います。

次に移ります。今回の要綱では、根抵当権が設定された物件を除外しております。この理由についてお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えいたします。根抵当権が設定された物件を除外する方針についてでございますが、これは保育園の運営における財務的安定性を確保するためでございます。根抵当権が設定された物件は、債権者の権利が優先されるため、万一の場合に物件が差押えられるリスクが高まります。そのため、東京都や千葉県、つくば市などの保育施設の募集要項におきましても、根抵当権が設定された物件を除外する事例が多く存在しております。その理由としましては、当市と同様に財務的な安定性を確保し運営リスクを回避することで、保護者や地域住民に安心して御利用していただき、継続的に保育サービスを提供する環境を整えることができると考えられるためであります。また保育施設は、保護者の皆様の信頼が必要であるとともに、地域社会にとっても重要なインフラであることから、子どもたちの安全と教育環境を守るためにも、リスクの少ない物件を選定することが重要であるからでございます。以上のようなことから、根抵当権については、福祉施設である保育園運営上において、リスク回避を理由として除外したところでご

ざいます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） なぜ参考にしたのが東京・千葉というようなところなんですか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えいたします。取手市と同程度の自治体というよりも、駅前保育所整備を行っている自治体を参考にしたほうがよいと考えたことや、取手駅前と似通った環境にある保育施設を公募している自治体が見当たらなかったことが、参考としなかった理由でございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） これは参考にするところが、ちょっと取手の要綱をつくる際は合わないんじゃないかというふうに思うんです。東京だったら物件はたくさんあるんですよ。どんな？高規制？つけたって必ずあるというぐらい物件はあるんですよ。取手と——後で聞きますけども、物件がこれこれこれとすぐ出ないぐらいのところで作る場合、この東京を参考にしても、私は的外れなものになってしまうのではないかというように思います。根抵当権をつけたことによって、応募しようという人たちを制約するということになります。こういう制約するような要綱をつくってしまったんですけども、ではこの茨城県は——茨城県が認可してくれますので、最後は。茨城県はこの根抵当権、抵当権について、どのような考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。茨県の見解でございますけども、茨県県の保育所認定基準上には、この抵当権についての基準、特にはございません。県の担当者に確認したところ、根抵当権が設定されている物件の場合は、保育所が安定的に継続的な運営ができるかどうかという点において配慮願いたいというお話をいただいたところでございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） これは保育所の安定的・継続的な運営、これは根抵当権があろうがなかろうが、これは十分配慮しなきゃいけないんじゃないですか。どうですか。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えいたします。その——配慮が必要だと考えております。

○17番（細谷典男君） いや、根抵当権があろうがなかろうが……

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） （続）ですから、茨城県は普通のこと言ってるんですよ。根抵当権がある物件は駄目だと言ってないんですよ。その点、一つ共通認識を持たせていただきたいというふうに思います。国も、国の基準について——国も指示してます、この基準については。ぜひ、それもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長……。

○17番（細谷典男君） 三浦さん、すみません。国の基準は、今県が言ったのと同じで

すから、大丈夫です。こういう——こういうように、国や県は抵当権は駄目ですと言っていないのに、何で取手市は、国や県を上回るような理由としてしまったのか。この点について、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） 今、三浦課長のほうから、国の基準や県の基準について御説明させていただきました。なぜ取手市はこの基準を上回るような要綱の内容にしたのかというところなんですけども。国や県が言うとおりに、その地方公共団体でのやはりこの抵当権、根抵当権の判定については——設定については、地方公共団体の判断になるということと伺っております。当市としましては——取手市としましては、安定的・継続的に行うための基準として、根抵当権については受け付けしないということで判断させていただきました。やはり繰り返しにはなりますが、安心して保護者に利用いただくための基準としてこのように設定したわけですが、この内容については国や県の基準は上回っておりますが、しっかり取手市としても子どもたちの安心・安全、そして継続的な運営、そういったものをやはり最優先させていただきたい強い思いがありまして、設定させていただいた次第です。以上です。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 茨城県は駄目だと言わなかっただけじゃないですか。取手市の決めたのがモデル的なすばらしいことですよと言ったわけじゃないですよ。そうでしょう。抵当権設定については、つけてもつけなくても茨城県は問題にしてないんですよ。ところが、取手はこれをつければ安定した運営だということなんです。そうすると取手市は、抵当権の物件を所有しているような民間人は、そういう不安定な人だということに見て相手をするんですか。今後、民間の協力必要ですよ、取手市は。そのときに相手方が抵当物件を持っているような人だと不安——安定した経営じゃないから心配だというような態度でお付き合いするんですか。お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） そういう考えでは全くございません。そういう視点からの要綱の設定ではないです。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） そういうふうに捉えますからね。これ気を付けましょう。で、今、特に妨げるようなものではないと、特に妨げるようなものではないと、これでもちやいけないという答弁でもないんですよ。逆に言えば、財政面だけ考えてこのようなことをされたと思います。逆に安全面を考えたらどうなのかと。安全面を考えたら、1階のほうがいいに決まってるんですよ、避難階段なんて必要ないんですから。1階で抵当権があるような物件、これでも県のほうは問題視しないんじゃないですか。どうでしょうか。逆に聞いてます。安全面を考慮して、1階の物件に応募してもらいたいから、抵当権というように枠を外して、たくさん応募してもらいたいというような要綱をつくったとしても問題ないんじゃないですか。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） 目指すべきところは、細谷議員と我々同じだと思っております。こども真ん中社会の実現に向けてということで。この要綱の制定に関しましても、子育て支援課が中心となり私も一緒になり考えてまいりました。選定委員会の委員の皆様にも御審議いただきましてこの要綱の制定に至りました。で、やはりやっぱり職員それぞれ今、国もしっかり考えてくださると細谷議員おっしゃってくださいましたけども、取手市としても、やはりこの子ども施策に関する部分、保育政策に関する業務に携わってる職員は本当に一生懸命にやっています。子どもをどう笑顔にしていけるか、子どもを取り巻く環境をいかによくしていくかという、本当に強い思いでやっています。もう私目の当たりにして感動すら覚えております、日々。そういう思いでいる職員だからこそ、このようによりよい事業者からの提案をもとに、子どもの環境をよりよくしていこうという強い思いがあるからこそ、このような要綱の制定に至ったわけで、国や基準、国や県の基準を上回るような内容になっているかもしれませんが、そういった強い思いがあつてこそですので、そこは御理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 要綱をつくると、初めてですから、きっと。これ賃貸型というのは。それはもういろんなところを参考するとか、私もいいと思いますよ。ただいろんなところを参考したとしても、やはり取手の事情、取手の環境、これがベースになくちゃいけないです。本当に魂が入ってないんです、この要綱を見たとき、私は。

〔発言する者あり〕

○17番（細谷典男君） これが例えばほかのところも、私も見てます。で、子ども——財務面、そういう面からはいいですよ。しかし、安全面というところが浮き出てこないですよ。この要綱からは。それは実際、福祉行政を行う中で、ぜひそれは見せてください。こどもまんなかだというのを、名実ともに。ぜひそれはお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 続けて。

○17番（細谷典男君） 続いて、ごみ減量化の問題と高齢者のごみ出し支援の点についてお聞きいたします。今回事業者のごみについてお聞きします。事業者は、一般家庭用ごみと違って、集積場に持ち込めずに、事業者が責任を持って処理すると。これは収集業者と事業者が契約して行うか、あるいは自分で持ち込むかしかないわけですけども。こういうルールは取手市において守られているのかどうかの質問なんです。事業者の中には、赤い袋に——家庭用の袋に入れて集積所に持っていったというような話も聞いたことはあるんですけども。このルールが守られているかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、野口 昇君。

〔まちづくり振興部長 野口 昇君登壇〕

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 細谷議員の御質問に答弁いたします。事業者のごみの排出のルールについては、今、細谷議員からお話いただいたように、事業所の責任において排出事業者が排出するという形になっております。これは廃棄物処理及び清掃に関

する法律第3条第1項において、そのような規定になっております。事業者において、今言った集積所に事業者がごみが出ているというような通報があった場合には、市のほうでパトロール実施を行いまして、行為者を特定した上で、事業所に事情を確認し指導しております。今後も排出ルールが遵守されていないようなところについては、注意喚起を行いながら指導していきたいというふうに考えております。

[まちづくり振興部長 野口 昇君答弁席に着席]

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） このごみの減量化というのを考えれば、事業系のごみ、これはルールどおりやってもらうということではなければならないというふうに思うんです。取手市も事業者なんですけども、事業者扱いではないと、この点について議論しましたんで、まあまあ分かったというようにしていきたいと思うんですけども。取手市関連の小学校・中学校、あるいは出先の公民館とか支所とか、これは取手市と同じ扱いで赤い袋で出しているということですね。お聞きしたいのは、官公庁、県の施設、取手にも警察や、高等学校あります。国の施設もあります。こちらのごみの出し方はどうなってるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） お答えいたします。令和2年の第2回の定例会でも、細谷議員から同様の御質問いただきまして、その後、環境対策課のほうで、国及び、または県の施設のほうと協議を行いまして、そうした事業所から排出される、事業系廃棄物につきましては、それぞれの施設ごとに、事業系廃棄物収集運搬許可業者と契約をいたしまして、処理する方法、それからもう一つは、排出者自らが搬入する方法、こうしたこの二つの方法で、法律にのっとった処分をしているという状況でございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） そうすると、公共団体がごみを持っていった場合、費用がかかりますよね。今、赤い袋ですと無料で回収ですけども。これどの程度かかりますか。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 現在は10キロで157円【「157円」を「220円」に発言訂正】でございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） ですから、官公庁でも取手市以外のところは10キロ157円を払ってごみを出してると。お金がかかるわけですから、あんまりごみを出さないようにしようとか……

[チャイム音]

○17番（細谷典男君） （続）あるいは収入に常総広域センターのほうはなるわけで、ごみ減量化にこれは貢献すると思いますので、これも徹底していきたいと思います。次の質問ですけども、このごみ出しが困難になるような高齢者あるいは障がい者、度々相談を受けます。集積所まで持っていくのがつらいんだと。この人たちに対して、今、思いやり収集事業を行っておりますけども、これがさらにこの拡大していくということになると、

今のままでいけるのかどうかなんですけども、現状どのようになってるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 環境対策課長、木村太一君。

○環境対策課長（木村太一君） 今、細谷議員から御紹介いただきましたように、取手市では、ごみ出しが困難な高齢者、身体障がい者などの方の世帯を対象に、個別に訪問して収集する安心思いやり収集事業といいますものを、平成23年4月1日から実施しているところです。今の細谷議員の御質問ですけれども、戸別収集に関する考え方というところだと思います。現在県内では古河市で、申込み制による有料でということを実施しているのを確認してございます。取手市でも、今後、高齢者世帯が増加するといったことに伴いまして、ごみ出しが困難な方の対応が必要だということを考えてございます。一方で、戸別収集のためには、コスト、または人員確保といった課題があるということを確認しておりますので、先ほど御紹介した古河市を含め、先進の自治体の調査を今後行っていきたいというふうに考えてございます。

〔チャイム音〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） ありがとうございます。この戸別回収、まだ声がたくさん出てませんからそれほどニーズがないのかなというふうに思われるかもしれませんが。私歩いてると、高齢者から相談を受けること、結構多くなってます。思いやり回収ではやはり対応できないのかなというふうに思いますんで、システムをつくり上げるしか——戸別回収のシステムをつくり上げるしかないと思います。ただ課長言われたとおり、コストはどうしても無視できませんから、受益者負担というのも含めながら検討していければと、私もいろんな市の状況を勉強させていただいて御提案させていただければと思います。以上で、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君に申し上げます。ただいまの一般質問の通告の中で、1つ、駅前保育園の募集要項についての3番、こちらの質問について抜けておりましたので、こちら冒頭にもお伝えいたしました。一般質問に関しては質問事項を飛ばさぬように注意していただくようお願いいたします。

以上で、細谷典男君の質問を終わります。

続いて、杉山尊宣君。

〔5番 杉山尊宣君登壇〕

○5番（杉山尊宣君） 創和会、杉山尊宣です。本日、最後の登壇者となります。もう少しお付き合いいただければと思います。質問事項1点を簡潔に、魂を込めて質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。それでは、通告に従い一般質問させていただきます。昨年4月23日の初当選直後の9月定例会においては、初めての一般質問として、第4次保育所整備計画についての質問をさせていただきました。私が議員を志した中で重要なテーマでもあります取手の未来のため、子どもたちのためという思いは、これからも変わらず子どもたちが何不自由なく健やかに育つために必要な環境づくりや不安がなく安心して子育てを行うことができる支援の拡充など、子育てしやすいまちづくりを推

進していきたいと思っております。国でもこども家庭庁が発足し、昨年にはこども大綱が閣議決定され、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることのできる社会、こどもまんなか社会の実現を目指しております。そして市では、今年新たに示されました、第6次取手市総合計画であるとりで未来創造プラン2024の中でも、こども政策は非常に重要なものの一つとして位置づけられており、子ども子育て支援事業計画は、関連計画として大きな指針を示すものとなると思います。3月の一般会計決算・予算審査特別委員会でも、市長は、子どもたちが安心できる環境で健やかに成長していくことは、御家族の方々の人生の彩りにもなり、取手市に愛着を持っていただくことで、お子さんが大人になったときには、同じように本市への愛着が芽生えていく、そうした好循環が市の未来へとつながっていくものと考えておりますとおっしゃっており、今後、こども政策室を司令塔として、様々な子ども施策が展開されていくものと大変期待をしております。これまでも多くの議員の皆様が、こども政策室の質問と併せて、この子ども・子育て支援事業計画について触れてきたところでございますが、5月31日に取手市子ども・子育て支援に関するアンケート調査が子育て支援課から示されたという中で、改めてこれまでの子ども・子育て支援事業計画策定についてお聞かせください。

〔5番 杉山尊宣君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） それでは、杉山議員の御質問に答弁させていただきます。これまでの計画策定についてという趣旨の御質問です。子ども・子育て支援事業計画は、平成24年8月に公布され平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法の第61条に定められている法定計画となっております。5年を1期とする教育保育及び地域子ども子育て支援事業提供体制の確保と、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画となっております。取手市におきましても、引き続き取手市第3期子ども子育て支援事業計画の策定を目指して、現在準備を進めているところです。この計画は法定計画となっているため、全国一律で各自治体で策定しており、これまでの計画期間は、第1期が平成27年度から平成31年度、第2期が令和2年度から令和6年度までとなっております。なお、今回策定します第3期の計画期間は、令和7年度から令和11年度までとなります。子ども・子育て支援事業計画で定められている事業は、大きく2つあります。1つ目は、子どものための教育・保育給付で、認定こども園・幼稚園・保育所に入所する児童に対する認定と、それを受け入れる施設に対する給付を行うものです。2つ目は、地域子育て支援センター、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問、ファミリーサポートセンター事業、放課後児童クラブなどの地域子ども子育て支援事業となっております。以上です。

〔福祉部長 鈴木文江君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。国が示す基本方針に即して計画を定めていくこととされている法定計画であり、幼児期の子ども教育や保育、地域子育て支援の拡充を進めていくものということが分かりました。ありがとうございます。これまでも時代

の変化を受けて、国から様々な制度改正や子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出の考え方の改定などが行われながら、計画を策定してきているものと思います。それでは、これまでの計画の評価や課題については、どのようなお考えかお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。子ども・子育て支援法につきましても、急速に進行する少子化、女性の社会進出に伴う子育て家庭への環境変化に伴う待機児童問題等の中で、安心して子どもを産み育てることを実現するための環境整備を進めるために施行されました。1期から2期の計画期間中、保育所や放課後児童クラブの民営化が一部図られ、民間のノウハウを生かしたサービスの充実が図られております。評価につきましては、計画策定時に進行管理に指定された事業について実施しており、指定された事業の所管課で利用者の状況などを踏まえ、市民サービスの向上に努めさせていただいているところでございます。課題につきましては、子育て支援課で行っている保育の認定区分におきまして、教育標準時間認定の1号認定数より、保育が必要な2号、3号認定の対象者が増加している点であります。そのため保育の受皿の確保のためといたしまして、市内の公立、私立を含め、定員の見直しを適切に行っております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。子育て支援のニーズをしっかりと把握して、地域の実情に応じた、子ども子育て支援ということで、様々な議論を交えて、県や国と連携し推進されてきたんだと思います。今、課題の中で、保育の受皿確保のため、市内の公立、私立を含め定員の見直しとありました。具体的にはどのようなものなのか、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。保育の利用定員につきましては、第2期子ども子育て支援事業計画期間において、保育の量の見込みから、保育の認定児童数の増加が想定されました。このためこれまで数回にわたり保育の利用定員の見直しを行い、第2期の計画期間中に第1期と比較して54名の増員を図り、待機児童対策につなげることができたところでございます。保育の利用に——利用定員の見直しにつきましては、待機児童対策として、保護者のニーズに応えることができる一方、保育施設の運営法人にとっては、定員を増員することで、国の運営費の基準額である、在園児1人当たりの単価が下がり、経営に影響を及ぼすこともございます。このため増改築のタイミングなどの際に、利用定員を増員をお願いしたり、認定こども園には、幼稚園定員を下げる際に、保育園定員を増員をお願いしたりするなど、保育施設と協議を重ね、双方合意の上で定員を設定したところでございます。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。待機児童の問題については、様々な議論や、また、保育施設側の努力によって解消され、保育——保護者のニーズに応えてきたのだと分かりました。これからも時代の変化や社会情勢の変化により、共働き世帯が増加し

ましたり、経済的な理由や様々な理由から保護者のニーズも変化していくことが考えられます。調査を行う——ニーズ調査を行う趣旨として、利用者ニーズに応じた提供体制を確保するためのものであることから、潜在的ニーズも含めたニーズ把握・算出は重要とされており、このアンケート調査でも、地域の実情や子どもの数、保護者の貴重な意見等を多く頂いたと思います。そこで今回のアンケート調査を受けて、そこから読み取る子育て支援の課題やニーズはどういったものだったのか、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。アンケート調査についてでございますが、アンケート結果からは、より一層の保育ニーズの高まりが予想されております。子育て当事者の社会進出がますます期待されることを踏まえ、利用定員の見直しなどを実施する必要があると考えております。また、交通の要所である取手駅前の保育所整備などを計画し、駅前開発で子育て世代の増加を見越し、取手駅を利用する子育て世代の働き方に合わせた保育所の整備を進めさせていただきたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。今、保育ニーズの高まりという話がありましたが、保育士確保の取組策として、処遇改善や保育士のマッチング事業などはどのように検討されているのか、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。現在、保育士確保施策のための補助金制度の見直しを考え、その準備を進めておりますが、この見直しによって、保育士確保につながることを期待しているところでございます。また、保育士等の資格があっても、保育所をしていない、いわゆる潜在的保育士についても、掘り起こしとなり、雇用につながる事業となるよう、様々な視点から考えているところでもございます。各保育施設に丁寧な説明を行い、同意いただけるよう努めているところでありまして、現時点では、保育士確保事業としては、この補助金の見直しを含め、マッチング事業については、今後の課題として検討していきたいと考えているところでございます。このほかにも、毎年のごとになりますが、保育士確保のための保育士、幼稚園、幼稚園教諭等の合同就職説明会、こちらを開催しております。今年度は7月27日に開催しましたが、今年度は多くの方に合同就職説明会に御参加いただきたいと、参加者の中から、とりで利根大花火の有料エリアのペア入場券を抽せんでプレゼントする企画も設けたところでございます。うちの職員が大学——養成校にも足を運びまして、取手駅や藤代駅など目立つところにポスターを掲示しPRにも力を入れたことから、昨年度よりも多くの方に御参加いただくことができました。民間保育園の御協力もございまして、中には民間保育園で採用に至る方も出ましたので、結果につながったことは本当によかったと思っております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。今年の2月には、県南自治体連盟の保育士、保育教育等への処遇改善に関する要望書を県知事に提出していただいたり、今、補助金の制度の見直しも考えているものもありました。そして、私も初めて知りましたが、新

たな取組も様々行われていただいで就職にもつなげているということも分かりました。そして潜在的保育士の掘り起こしについては、それぞれの生活スタイルや多様な働き方に対応していくことで、雇用に少しでもつなげていけるのではないかと考えております。私も初めての一般質問でも提案させていただきましたが、ぜひ、保育士のマッチングについても検討していただきまして、保育士確保事業を推進していただいで、保育施設の運営の力になっていただきたいと思ひます。保育ニーズの高まりに対して、保育士確保施策についても、考えていただいていることが分かりました。ありがとうございます。次に、アンケート調査の中には、支援事業の認知度調査があります。子育てに対する満足度を上げていくためにも、事業の周知や質の向上などに取り組んでいくべきと考えますが、子育て支援事業の認知度を向上させる周知の方法など、何かお考えがあればお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。子育てに関する事業につきましては、児童手当など一律の事業だけではなく、年齢ごと、状況に応じて異なり、カバーする範囲も広いのが現状でございます。子育て世代に対する情報発信は、市の広報紙やホームページによる各担当課での周知をはじめ、母子手帳交付時に配付する取手子育てガイドブック、企業との連携協定で実施している行政サービスサイト「ママフレ」を軸とし、引き続き乳幼児健診など機会があるごとに、子育てに関する事業の御案内に努めさせていただき、必要な方に市のサービスが行き届くよう、市として、部を超えて連携を図りながら、適宜、情報提供をしまして、子ども子育て支援に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。確かに子どもの年齢や発育状況に応じて必要なサービスや施設なども変わり、自分の必要な情報のみを取得していくものと思ひますが、子育ての満足向上のためにも、常に情報提供・発信、適宜更新も含めてできる限り多くの方に知っていただくようお願いをしたいと思います。次に、調査の中の質問、設問にもありますが、今回調査をもとに、今現在、市が認識している、必要とされている子育て支援とは何か、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。子育て世代の状況は多岐にわたっております。個に応じた適切なサービスにつながるよう、庁内だけでなく国・県・各機関と連携を図りながら、子どもと子育て当事者がウエルビーイングな状態となるよう、妊娠出産期から小学校就学までの教育保育について、切れ目ない子育て支援の充実に努めてまいりたいと思ひます。また、計画策定時に実施しているニーズ調査では、自由記載欄を設けており、こちらには子育て当事者から様々な御意見が寄せられているところでございます。内容は、直接的な子育て支援の内容だけではなく、公園や道路などのインフラ整備に関する内容も含まれておりますので、頂いた御意見につきましては、全庁的に共有しまして、市の施策や事業見直しなどに活用していただくようお願いしているところでございます。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。現状の認識や進捗は分かりました。では、これまでのニーズ調査を踏まえた上で出た市民の意見に対して、具体的に行ったことがあればお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 子育て支援課長、三浦雄司君。

○子育て支援課長（三浦雄司君） お答えさせていただきます。子ども子育て支援事業計画策定に伴いまして、市民の皆様にはニーズ調査を行い、この結果につきましては、庁内で共有し、子育て支援に伴う事業の改善や見直しに利用されているところでございます。例えば、うちの課、子育て支援課としましては、先ほども述べましたとおり、駅前保育施策——施設を望む声が多かったことから、現在、駅前保育施設の整備運営法人を募集し、準備を進めているところもその一つでございます。また、子ども・子育て事業計画の事業に関するものにつきましては、子育て支援課の保育コンシェルジュの充実を図っております。市の子育て支援の情報発信として、月・木・SAYや窓口の掲示板などにおいて、広く市のイベントや保育施設などをお知らせし、保護者のニーズに合わせた保育施設の案内を行っているところです。今後も市民へ情報発信するとともに、広く意見を取り入れ、市民に寄り添った子育て支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。先ほど、答弁にもありましたが、子育て支援課としてはということで、子育てに関することでも、担当課は様々であると思います。そして恐らくこちらのアンケート調査は、子育て世代に向けた最大でとても貴重な意見で——があり、内容の反映実現ができれば、取手市の魅力向上にも、大きくつながります。ぜひ全庁的に共有しながら、市民の声をできる限り形にさせていただければと思います。様々な設問がある中で、自由記述の欄というものにも目を向けていただいていること、まさにこのニーズ調査を基に、先ほど細谷議員の質問にもありましたが、駅前の保育所整備にもつながったということでした。私も自由記述の欄を全て見させていただきましたが、やはりその中でも多くの意見に上がっていたのが、公園や児童館など子どもが集まれる場所や施設を望む声、医療費や給食費など子どもに係る経済的な支援でございました。こちらについては、今までも多くの議員の皆様から一般質問や委員会などでも取り上げられたと思います。恐らくこちらは同じ認識を持たれて、全庁的に共有・検討されているものと思いますので、今後も子育てしやすいまちづくりを目指して、様々なニーズを捉えながら、地域全体で子どもが——子どもたちが育っていく豊かな環境整備実現に向けて、いま一度、力強く推進していただきたいと思います。また、子どもたちの目線で子どもたちが魅力的に感じるまちづくりの観点においても考えていただきながら進めていってほしいと思います。

最後に、10月には児童手当制度の変更や令和7年度から制度化及び令和8年から本格実施に向けて検討されている、こども誰でも通園制度、妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業の創設、産後ケア事業の提供体制の整備等の制度改正にも注視しながら、今後計画の策定を進めていくところだと思っておりますが、今後の策定スケジュールと今後の目

標、お聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 福祉部長、鈴木文江さん。

○福祉部長（鈴木文江君） お答えさせていただきます。現在策定を進めております第3期の計画ですが、令和5年度には、妊婦・未就学児と小学生までの保護者を対象にニーズ調査を実施しまして、国で示す手引に基づき令和6年度中に策定し、令和7年4月から第3期の計画をスタートさせていただきます。8月21日には児童福祉審議会におきまして、市長より諮問をさせていただきました。この後、庁内調整を経て素案がまとまりましたら、パブリックコメントを年内に実施し、年度末には答申を受ける予定で進めております。第3期この子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりましては、これまで展開してきた施策事業の評価を行うとともに、取手市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、未来を担う世代を育むまち取手、こちらを理念として掲げ、取手市の未来、希望となる子どもと子育て当事者が心身ともに健康で、社会的・経済的に幸福となるような計画としていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 杉山尊宣君。

○5番（杉山尊宣君） ありがとうございます。これからこども計画の策定に係るアンケート結果が出てくることや、第5次保育所整備計画の策定、駅前保育所整備計画推進と、様々な大きな動きがございます。そして、児童福祉審議会でもいろいろな声が上がっていると思います。多くの課題や期待と向き合っていただきながら、何より未来ある子どもたちのために、子育てしやすいまちづくりを目指して子育て施策を進めていただくことを期待しております。また同時に、保育士確保も進めていかなければ立ちゆかない事業もあると思いますので、引き続き保育士の処遇改善について、国や県への働きかけや補助金の見直し、潜在保育士の掘り起こしにつながるマッチング事業についても検討していただきながら、保育・子育てに関わる全ての方々を社会全体で支え合う体制を構築していただくことをお願いいたします。本日の一般質問で、市民の声をできるだけ反映していきたいという執行部の強い思い、イコール市長の思いを感じることができましたので、今後も子育て世代のニーズをしっかりと把握していただいて、子どもたちの声が町にあふれる取手市になるように、政策推進を心よりお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、杉山尊宣君の質問を終わります。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

ここで、山野井 隆君から発言を求められておりますので、これを許します。

山野井 隆君。〔18番 山野井 隆君登壇〕

○18番（山野井 隆君） すみません、お疲れのところ申し訳ございません。私の先ほどの一般質問の中で訂正したい部分がございます。国保会計の歳入歳出116億円と申し上げましたが、正しく112億円の間違いでございました。大変失礼いたしました。訂正のほうをお願いします。

○議長（岩澤 信君） 議長はただいまの訂正を許可いたします。

ここで、環境対策課長、木村太一君から発言を求められておりますので、これを許しま

す。

環境対策課長、木村太一君。〔環境対策課長 木村太一君登壇〕

○環境対策課長（木村太一君） 貴重なお時間を頂き大変申し訳ございません。先ほど細谷議員の一般質問の中で、事業系のごみを処理する金額につきまして、10キロ 157円ということでお答えしましたけれども、10キロ 220円でございます。発言の訂正をお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 議長はただいまの訂正を許可いたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 時 分散会